

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2021年8月



株式会社Geolocation Technology

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式172,550千円（見込額）の募集及び株式30,450千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年8月11日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により、当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

(注) 1. 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

2. 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社Geolocation Technology

静岡県三島市一番町18-22

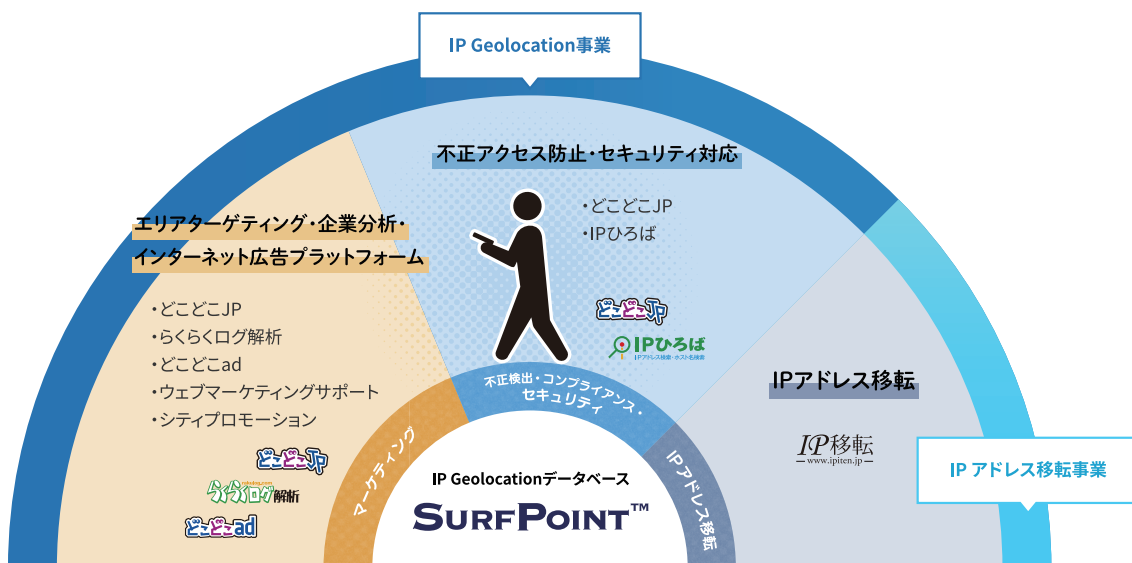
本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。詳細は本文の該当ページをご参照ください。

1. 事業の概況

■ 事業概要

当社は、「独自の技術とノウハウを開発し、地域社会にとって価値のある新しいインターネットサービスを提供する」を企業理念として掲げており、この理念に基づき、インターネットユーザーの位置情報を活用した、効果的なウェブマーケティングを実現するサービスや不正アクセスを防止するサービスの開発・提供に取り組んでおります。

当社は、IPアドレス*1を活用したデータベース「SURFPOINT™」を構築し、その運営及び利用による各種サービスの提供を行うIP Geolocation事業と、IPアドレスの売買の仲介を行うIPアドレス移転事業の2つのセグメントを運営しております。



(*) 1. IPアドレスとは、インターネットにつながっているネットワーク上の機器を識別するために割り当てられている識別子で、インターネット上でのいわば住所のような役割を担っています。数字の羅列から構成されており、IPv4規格では32ビットの2進数で表記されています。

「SURFPOINT™」データベースのイメージ

当社のIPアドレス(例)



2. 事業内容

■ IP Geolocation事業

《マーケティング／不正検出・コンプライアンス・セキュリティ》

IPアドレスに、位置情報、組織属性、回線情報、気象情報等100種類以上のデータを組み合わせた当社のデータベースである「SURFPOINT™」を維持管理し、これをベースに顧客のサイト閲覧者の属性に合う各種サービスをSaaS*2又はAPI*3で提供しております。それらのサービスは、インターネットユーザーの位置情報を把握する技術であるIP Geolocation (位置情報認識技術) を土台としたサービスであり、顧客のニーズに応じて、エリアターゲティング、企業分析、不正アクセス防止・セキュリティ対応、インターネット広告プラットフォームの提供に大別されます。

■ IP Geolocation事業 主なサービス紹介



「SURFPOINT™」をウェブサイトやアプリケーション上で利用できるサービスで、その用途はマーケティングからセキュリティまで幅広く、IPアドレスから利用者の地域を認識するエリアターゲティングの技術や、ウェブアクセス解析、金融や証券分野でのオンライン取引時における不正アクセス対策、デジタル配信される映像や音楽等の著作権管理に役立てられています。



簡単な操作でウェブアクセス解析を行うことのできるツールであり、基本的なアクセス解析機能に加えて、ウェブサイトを訪問した企業のリスト化や経路分析等の本格的な解析も可能なサービスとなっております。



IPアドレスやドメイン名を入力して検索ボタンをクリックするだけで簡単に位置情報や組織情報を調べることができるサービスで、検索結果として都道府県名や市外局番、接続回線情報を表示します。ウイルスの発信元調査やネット犯罪の初期調査にも活用されております。



IPアドレスから判定される位置情報、企業情報、気象情報、回線情報等で、配信する対象の絞り込みやターゲティングができるインターネット広告配信サービスであります。

web制作・ 各種受託開発

各種ウェブサイト制作等のウェブマーケティングサポートや、スタンプラリーをはじめとした自治体向けの観光アプリ等の受託・開発を行うシティプロモーション*4を支援するサービスも提供しております。

(*) 2. SaaSとは、クラウド経由で提供されるソフトウェアのことを指します。

3. APIとは、プログラムから当該のソフトウェアを操作するためのインターフェイスのことを指し、ソフトウェアの一部をウェブ上で公開して他のソフトウェアの機能を埋め込んで利用できるようにしたものです。

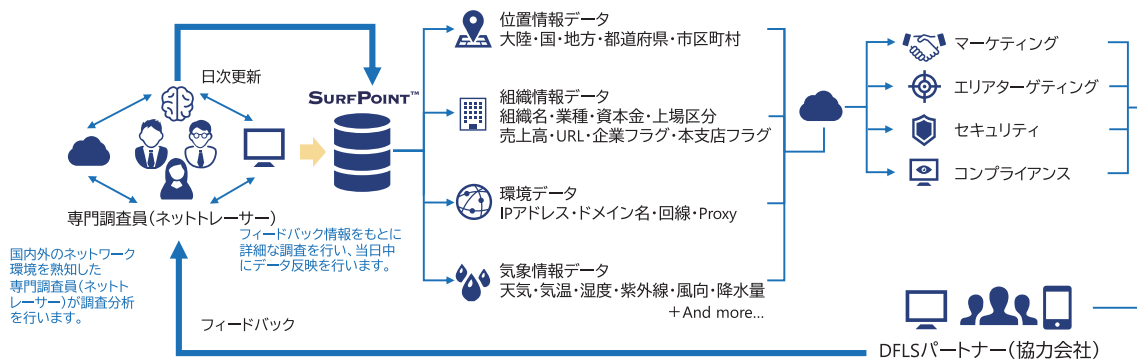
4. シティプロモーションとは、自治体が行う宣伝活動・広報活動・営業活動のことを指します。

■ IPアドレス移転事業

法人や各種団体等が保有しているものの使用せず余っているIPアドレスを、必要とする企業等へ売却仲介を行うサービスを行っております。

■ IP Geolocation事業 データ更新の仕組み

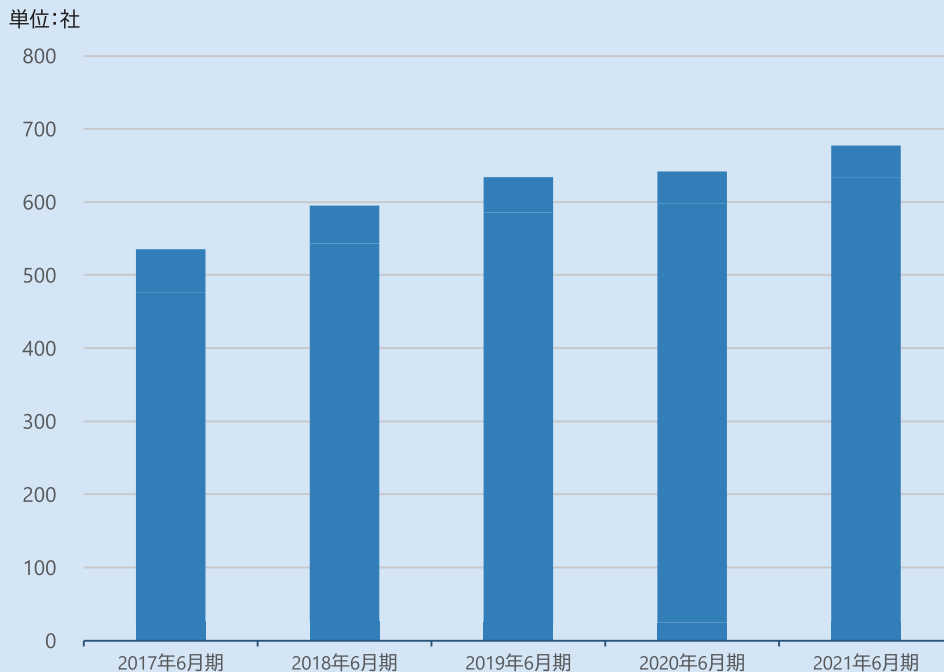
DFLS(Daily Feedback Loop System) (*)を組み込んだフレームワーク:収集した情報をもとに専門調査員(ネットトレーサー)が調査を行い、より正確なデータをデータベースに反映。これを毎日繰り返すことでIPアドレスデータベースの精度を保っています。



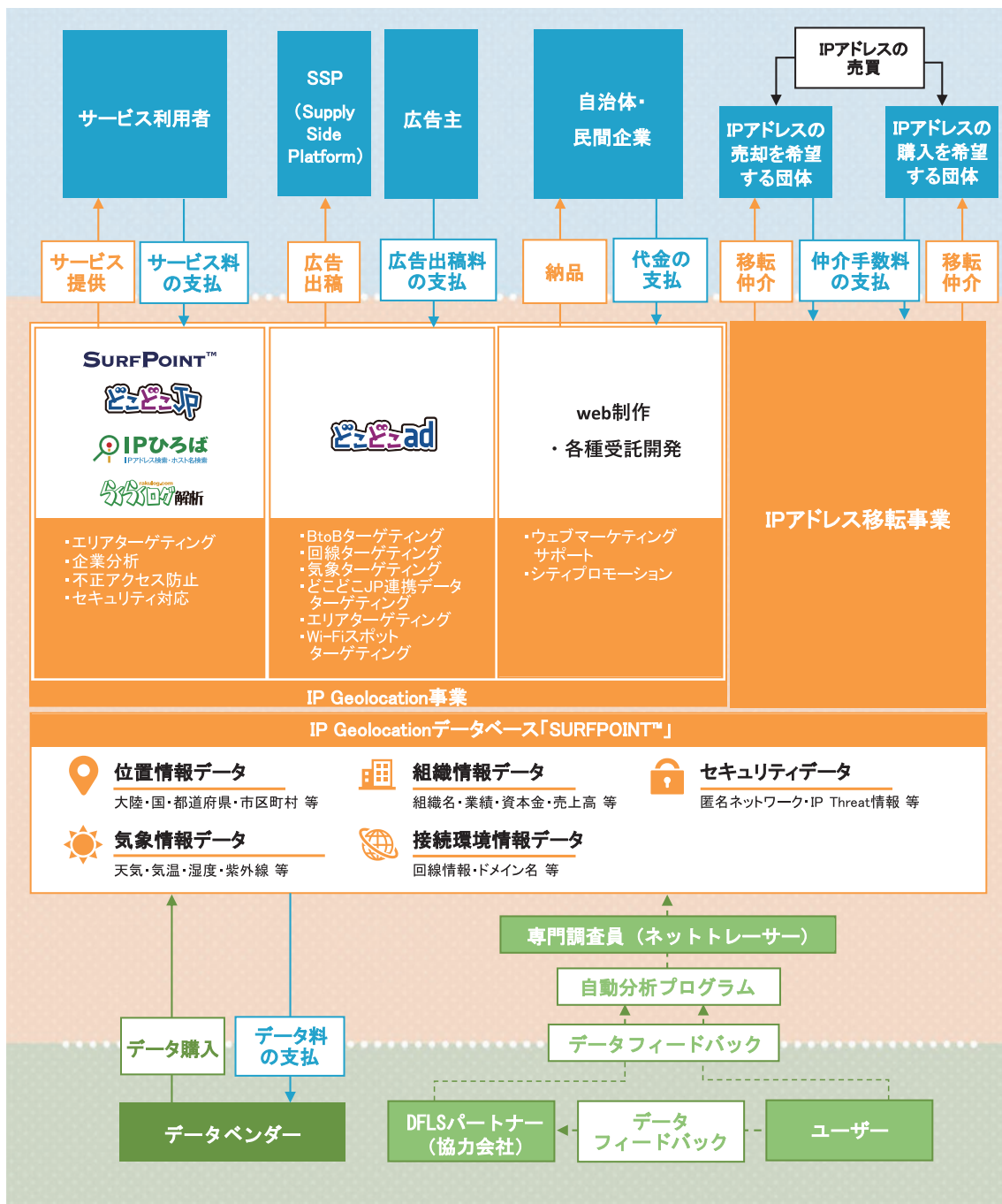
(*)DFLSとは、IPアドレスに関する情報を調査し、専門調査員(ネットトレーサー)が情報をもとに調査・検証作業を行い、データベースに反映、この一連の作業を日次で行う取り組みのことを指します。IPアドレス情報を収集するチャンネルは多岐に渡り、自社構築したデータ収集サーバー群によるデータ収集分析プロセスは常時稼働しています。

■ IP Geolocation事業 利用顧客数推移

月額課金型サービスである「SURFPOINT™」「どこどこJP」「らくらくログ解析」の利用顧客数推移



【事業系統図】



3. 経営方針、経営戦略及び対処すべき課題

■ 経営方針

当社は、「独自の技術とノウハウを開発し、地域社会にとって価値のある新しいインターネットサービスを提供する」という企業理念を掲げ、IPアドレスによるインターネットユーザーの位置情報に関連する技術をベースに、各種のサービスを開発・運営することで、顧客の事業発展に寄与し、それによって当社自身も収益の拡大をして、地域社会に直接・間接の貢献をすることを使命としております。

IP Geolocation事業においては、当社サービスを顧客が利用するシーンを、マーケティング用途、不正検出用途、コンプライアンス（配信制御）、セキュリティ関連の4つに分類し、それぞれでの顧客数と利用頻度の増加を目指していくことを基本方針としております。各サービスを円滑に運営するための監視体制の強化とデータの更新・蓄積に力点を置き、これに加えて新規サービスの開発のために絶えずアンテナを張り、様々な要望や研究開発のヒントとなる情報の収集にも力を入れることとしております。

IPアドレス移転事業においては移転の仲介を実現させるために、売り手候補、買い手候補を常に開拓することが求められます。売り手候補についてはIPアドレスを多数保有する比較的社歴の古い大手企業や学校法人、さらにはそれら企業・団体を紹介していただける外部協力者、買い手候補についても紹介者となる各種団体との連携が不可欠となります。このため、多くの法人・団体との常日頃からのコミュニケーションの維持を継続することを具体的な活動方針として掲げております。

■ 対処すべき課題

① 「SURFPOINT™」の継続的な拡充

当事業の土台となるデータベースである「SURFPOINT™」の精度をより高いレベルで維持管理していくために、すでに取り込んである情報について専門調査員（ネットトレーサー）による詳細な調査とデータ反映を今後も日々継続してまいります。併せて外部の有料・無料の各種有益な情報を今後も継続して取り入れ、顧客のニーズを先取りした細かなターゲティング対応を行ってまいります。

② 「どこどこJP」売上の拡大

「どこどこJP」は、「SURFPOINT™」に蓄積された位置情報、企業情報、利用回線、気象情報ほか様々なデータを利用して顧客のマーケティング活動、広告活動、不正アクセス防止等の各種用途にご利用いただいております。顧客には比較的長期にわたって継続してご利用いただける当社の主要なサービスであり、当社の安定した収益源となっております。今後も既存顧客の解約を減らし、新規顧客の獲得を推進するための営業上の各種施策を打ち出して、飽きられないサービスとして顧客のニーズに対応してまいります。

③ 「どこどこad」でのきめ細かい顧客対応の強化

インターネット広告配信サービスを提供する「どこどこad」プラットフォームは顧客の用途に応じてセグメントしたターゲットに対してバナー広告を配信することができます。顧客に利用頻度を高めていただくために、コンサルティング活動を行って実際の利用シーンを想定した活用例を提案し、具体的な質問や要望に対応するきめ細かい活動に努めてまいります。

④ 新領域に関する研究調査

当社の現在の主力事業は、IPアドレスを活用したものであり、現状IPv4*レベルのIPアドレスを主力として取り扱っておりますが、将来的には次世代のIPv6*レベルへの本格的な移行が行われることが想像されます。当社もこの動きに遅れをとることのないよう、IPv6に関する研究調査を推進し、対応サービスを拡充してまいります。

(*）IPv4とは、インターネットに接続された機器同士がデータをやり取りするためにデータ送信の方法を定めた規約（=IP（インターネットプロトコル）の第4版を表し、32ビット（=2の32乗個）、つまり約43億個のIPアドレスが利用可能です。IPv6では128ビット（=2の128乗個）のデータとして表現されるため、そのアドレス総数は約340週（1週は1兆×1兆×1兆）個となり、事実上無限といえる数となります。

⑤ 営業体制の更なる強化

独自性の高いサービスを創出し、拡販していくためには、より強固な営業体制を確立することが重要であると認識しております。顧客のニーズを汲み取りながら適切なサービスを販売する直接販売の利点を活かし、顧客との信頼関係を構築することで、長期取引につながるものと考えております。そのため、顧客の属性やニーズに適した営業体制や営業手法の確立に加え、営業人員個々の営業スキルの向上にも努めてまいります。

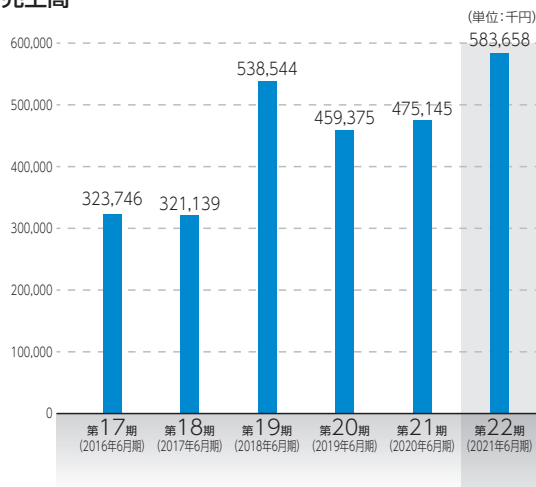
⑥ 人材の育成・教育

当社は、事業を拡大していくうえで、必要な人材を十分に確保していくことが重要であると考え、高い専門性を有する人材の獲得及び育成に注力してまいります。そのため、幅広い人材採用活動を行うほか、教育研修制度の充実、人事評価制度の拡充、業務の合理化・効率化、外部ノウハウの活用等、積極的に取り組んでまいります。

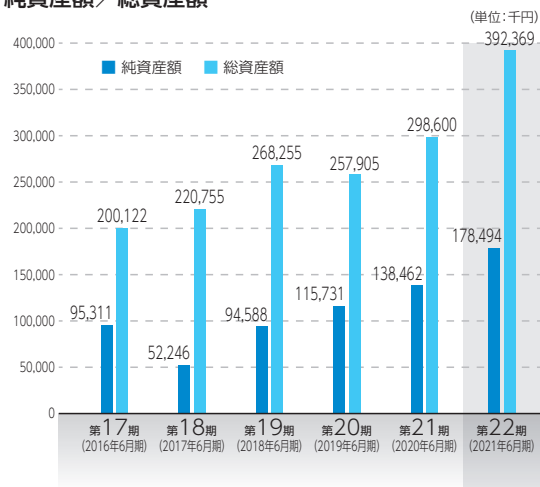
⑦ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社ならびに各事業の取引形態に則した内部管理体制を構築する等、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

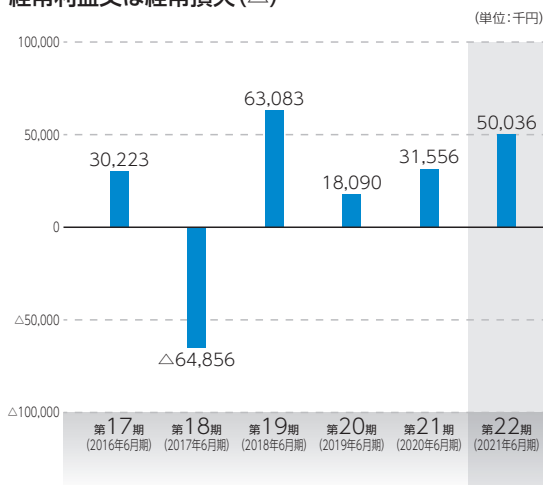
売上高



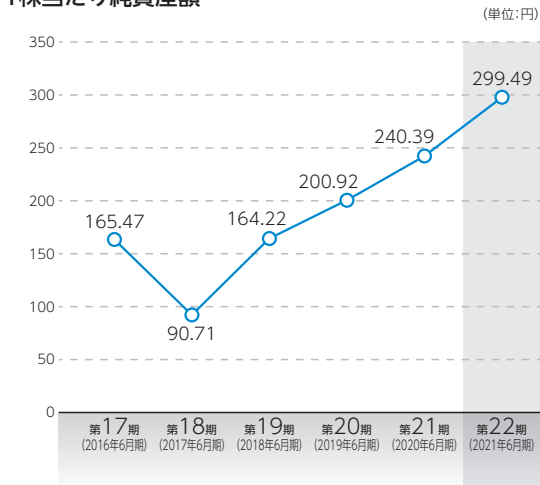
純資産額／総資産額



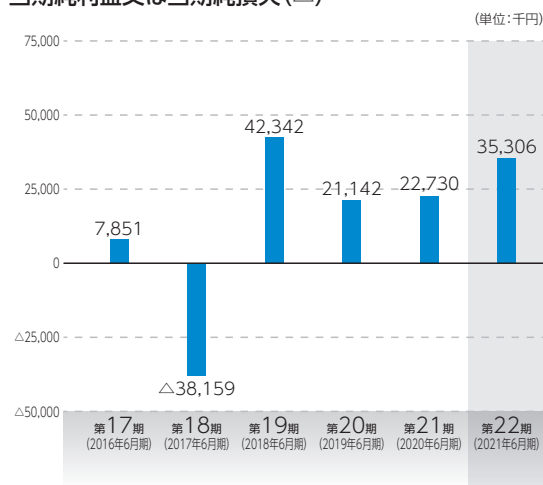
経常利益又は経常損失(△)



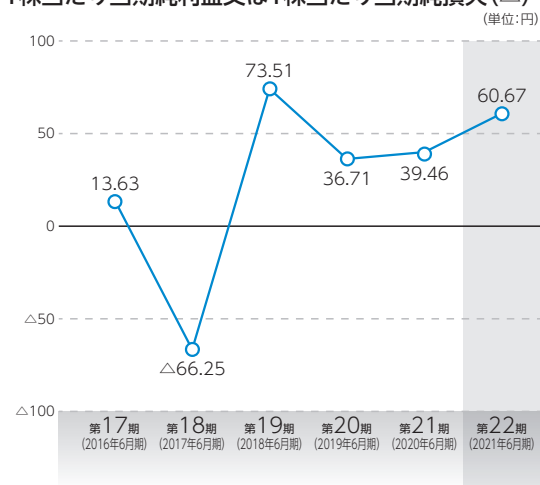
1株当たり純資産額



当期純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 1. 第22期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツによる監査は未了となっております。

2. 当社は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記では、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	6
2. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	12
3. 事業の内容	13
4. 関係会社の状況	18
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	19
2. 事業等のリスク	21
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	26
4. 経営上の重要な契約等	31
5. 研究開発活動	31
第3 設備の状況	32
1. 設備投資等の概要	32
2. 主要な設備の状況	32
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	44
3. 配当政策	44
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	45

第5	経理の状況	56
1.	財務諸表等	57
(1)	財務諸表	57
(2)	主な資産及び負債の内容	96
(3)	その他	98
第6	提出会社の株式事務の概要	106
第7	提出会社の参考情報	107
1.	提出会社の親会社等の情報	107
2.	その他の参考情報	107
第四部	株式公開情報	108
第1	最近2年間の株式の月別売買高	108
第2	最近2年間の月別最高・最低株価	108
	[監査報告書]	109

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年8月11日
【会社名】	株式会社Geolocation Technology
【英訳名】	Geolocation Technology, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 敬介
【本店の所在の場所】	静岡県三島市一番町18-22
【電話番号】	(055)916-0294
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 福井 隆一
【最寄りの連絡場所】	静岡県三島市一番町18-22
【電話番号】	(055)916-0294
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 福井 隆一
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 172,550,000円 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 30,450,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	100,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1. 2021年8月11日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2021年8月25日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 当社は、エイチ・エス証券株式会社に対し、上記引受株式数のうち、5,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会（名称：Geolocation Technology従業員持株会）を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株式等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

5. 上記とは別に、2021年8月11日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社を割当先とする当社普通株式15,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2021年9月3日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2021年8月25日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集株式を含む当社普通株式について、2021年9月13日（月）に証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）Q-Boardへの上場を予定しております。当社普通株式は既に2020年12月11日付でTOKYO PRO Marketに上場しておりますが、本募集は、取引所の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条の2に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行うことから、当該仮条件及び発行価格は、TOKYO PRO Marketにおける過去、現在又は将来の当社普通株式の価格又は気配値と一致又は連動しない可能性があります。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	100,000	172,550,000	93,380,000
計（総発行株式）	100,000	172,550,000	93,380,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2021年8月11日開催の取締役会決議に基づき、2021年9月3日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,030円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は203,000,000円となります。
- なお、想定発行価格は当社の企業価値等に基づき算出したものであり、TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の価格又は気配値を示すものではありません。
6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「2 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2021年9月6日(月) 至 2021年9月9日(木)	未定 (注) 4.	2021年9月10日(金)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2021年8月25日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年9月3日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年8月25日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2021年9月3日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2021年8月11日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2021年9月3日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2021年9月13日(月)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2021年8月27日から2021年9月2日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 三島支店	静岡県沼津市大手町四丁目4番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2021年9月10日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
西日本シティTT証券株式会社	福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
計	—	100,000	—

- (注) 1. 2021年8月25日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2021年9月3日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
186,760,000	7,000,000	179,760,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,030円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額179,760千円及び「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限28,014千円については、①社債の償還、②開発資金、③運転資金(データ購入費、人件費、売掛金増加分)に充当する予定であります。

具体的には、以下を予定しております。

- ①金融機関に対する社債の償還資金として22,000千円(2022年6月期:22,000千円)
- ②開発資金は、新商品開発費用として60,000千円(2022年6月期:30,000千円、2023年6月期:30,000千円)
- ③運転資金は、次のとおりです。
- (i)「SURFPPOINT™データ」拡充・維持のためのデータ購入費45,000千円(2022年6月期:22,500千円、2023年6月期:22,500千円)
- (ii)今後の研究開発及び新サービス開発並びに既存サービスバージョンアップのための人件費64,000千円(2022年6月期:22,000千円、2023年6月期:42,000千円)
- (iii)売上増加に伴う売掛金の増加分16,774千円(2022年6月期:10,000千円、2023年6月期:6,774千円)

なお、調達額が予定より増額となった場合には、事業拡大のための運転資金に充当する方針であります。上記調達資金は、具体的な充当時期まで、又は具体的な資金需要が発生し、支払い時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(注)設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	15,000	30,450,000	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 エイチ・エス証券株式会社 15,000株
計(総売出株式)	—	15,000	30,450,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、エイチ・エス証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2021年8月11日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社を割当先とする当社普通株式15,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、エイチ・エス証券株式会社は、福岡証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,030円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2021年 9月6日(月) 至 2021年 9月9日(木)	100	未定 (注) 1.	エイチ・エス 証券株式会社 の本店及び全 国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（2021年9月3日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. エイチ・エス証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 福岡証券取引所Q-Boardへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、エイチ・エス証券株式会社を主幹事会社として、福岡証券取引所Q-Boardへの上場を予定しております。

なお、2020年12月11日付でTOKYO PRO Marketに上場しておりますが、福岡証券取引所Q-Board上場（売買開始）日の前日（2021年9月12日（日））付でTOKYO PRO Marketについて上場廃止となる予定です。

TOKYO PRO Marketについて上場廃止となるまでの間、当社普通株式はTOKYO PRO Marketにおいて上場銘柄として取り扱われますが、TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の取引状況、及び本書提出日現在の当社の株主（ただし、従業員持株会、「社債、株式等の振替に関する法律」第131条第3項に定める「特別口座」に所有株式が振替えられている株主又は単元未満株主であって、TOKYO PRO Marketにて当社普通株式の売却及び売却に係る注文等を行わない蓋然性が高い株主として主幹事会社が認める株主は除く。）が本書提出日から福岡証券取引所Q-Board上場（売買開始）日の前日までの期間中、当社普通株式の売却及び売却に係る注文等を行わない旨を約束している点（詳細につきましては、後記「3. ロックアップについて(1)」をご参照下さい。）等を勘案し、本募集については、発行価格及び売出価格決定日時点のTOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の終値を基準とした発行価格及び売出価格の決定は行わず、取引所の定める「上場前公募等規則」第3条の2に規定するブックビルディング方式により決定する予定です。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である山本敬介（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2021年8月11日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式15,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 15,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	2021年10月15日（金）

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2021年8月25日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2021年9月3日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2021年9月13日から2021年10月8日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、福岡証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(1) TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の取引（気配表示を含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集に関連して、貸株人である山本敬介、当社株主（行使期間の到来している新株予約権者も含む。）である小川武重、株式会社エレファント、株式会社キャピタルバンク、遠藤寿彦、福井隆一、新井穰、星久、株式会社MASA、株式会社NORIKO、吉原明雄、高橋邦美、茂田井純一その他22名の計35名は、エイチ・エス証券株式会社（主幹事会社）に対して、本書提出日から当社普通株式に係るTOKYO PRO Marketからの上場廃止予定日である2021年9月12日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等又はこれらにかかる注文を行わない旨を約束しております。

(2) 本募集に関連して、貸株人である山本敬介、当社株主（行使期間の到来している新株予約権者も含む。）である小川武重、株式会社エレファント、株式会社キャピタルバンク、遠藤寿彦、福井隆一、株式会社MASA、株式会社NORIKO、吉原明雄、高橋邦美、茂田井純一その他7名（当社の従業員）の計18名は、主幹事会社に対し、当社普通株式の福岡証券取引所Q-Board上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2022年3月11日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社の株主である新井穰、星久は、主幹事会社に対し、当社普通株式の福岡証券取引所Q-Board上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目（2021年12月11日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う証券会員制法人福岡証券取引所での売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2022年3月11日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2021年8月11日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月
売上高	(千円)	323,746	321,139	538,544	459,375	475,145
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	30,223	△64,856	63,083	18,090	31,556
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	7,851	△38,159	42,342	21,142	22,730
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	100,750	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	(株)	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
純資産額	(千円)	95,311	52,246	94,588	115,731	138,462
総資産額	(千円)	200,122	220,755	268,255	257,905	298,600
1株当たり純資産額	(円)	33,094.24	18,141.08	32,843.35	200.92	240.39
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失(△)	(円)	2,726.11	△13,249.89	14,702.27	36.71	39.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	47.6	23.7	35.3	44.9	46.4
自己資本利益率	(%)	9.3	—	57.7	20.1	17.9
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△6,149	63,265
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△6,035	△3,175
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△11,008	△11,008
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	147,026	196,108
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	29 (5)	33 (8)	26 (7)	28 (8)	33 (10)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第17期、第19期、第20期及び第21期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第18期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

6. 自己資本利益率については、第18期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。

7. 株価収益率については、第21期まで当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

9. 第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任

監査法人トーマツの監査を受けております。

なお、第17期、第18期及び第19期については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

10. 第17期、第18期及び第19期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

11. 当社は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 当社は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

そこで、証券会員制法人福岡証券取引所の定める会員証券会社宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（2008年5月12日付福証自規第20号）に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第17期、第18期及び第19期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
	2016年6月	2017年6月	2018年6月	2019年6月	2020年6月
1株当たり純資産額 (円)	165.47	90.71	164.22	200.92	240.39
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	13.63	△66.25	73.51	36.71	39.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

2000年2月	SURFPOINT™の開発及びその成果物のサービス提供を目的として、東京都千代田区において資本金10,000,000円でサイバーエリアリサーチ株式会社を設立
2000年8月	本社を静岡県三島市文教町に移転
2003年9月	らくらくログ解析サービス開始
2004年1月	どこどこJPサービス開始
2004年10月	IPひろばサービス開始
2006年7月	本社を静岡県三島市一番町に移転
2009年5月	プライバシーマーク（認証登録番号：10823227）取得
2010年5月	品質管理マネジメントシステム ISO9001（認証登録番号：06292）取得
2011年10月	IPアドレス移転事業を開始
2015年5月	情報セキュリティシステム ISO27001（認証登録番号：10761）取得
2016年7月	東京都渋谷区に東京営業所を開設
2016年11月	どこどこadサービス開始
2017年4月	株式会社Geolocation Technologyに商号変更
2018年10月	沖縄県那覇市に那覇コンタクトセンターを開設
2019年2月	特許第6484767号「IPアドレスに基づくユーザー属性推定システム」を取得
2019年3月	東京営業所を東京都渋谷区神宮前に移転
2019年7月	大阪市西区に大阪営業所を開設
2020年1月	静岡県三島市と地方創生に関する包括連携協定を締結
2020年3月	福岡市博多区に福岡営業所を開設
2020年6月	東京営業所を閉鎖
2020年10月	静岡県賀茂郡松崎町と地方創生に関する包括連携協定を締結
2020年12月	那覇コンタクトセンターを沖縄県那覇市前島に移転
	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場
2021年6月	特許第6902765号「IPアドレスの使用地域特定システム」を取得

3 【事業の内容】

当社は、「独自の技術とノウハウを開発し、地域社会にとって価値のある新しいインターネットサービスを提供する」を企業理念として掲げており、この理念に基づき、インターネットユーザーの位置情報を活用した、効果的なウェブマーケティングを実現するサービスや不正アクセスを防止するサービスの開発・提供に取り組んでおります。

当社は、IPアドレス*1を活用したデータベース「SURFPOINT™」を構築し、その運営及び利用による各種サービスの提供を行うIP Geolocation事業と、IPアドレスの売買の仲介を行うIPアドレス移転事業の2つのセグメントを運営しており、各事業の特徴は以下のとおりです。

<IP Geolocation事業>

IPアドレスに、位置情報、組織属性、回線情報、気象情報等100種類以上のデータを組み合わせた当社のデータベースである「SURFPOINT™」を維持管理し、これをベースに顧客のサイト閲覧者の属性に合う各種サービスをSaaS*2又はAPI*3で提供しております。それらのサービスは、インターネットユーザーの位置情報を把握する技術であるIP Geolocation（位置情報認識技術）を土台としたサービスであり、顧客のニーズに応じて、エリアターゲティング、企業分析、不正アクセス防止・セキュリティ対応、インターネット広告プラットフォームの提供に大別されます。

「SURFPOINT™」データベースのイメージ



(1) 「SURFPOINT™」について

「SURFPOINT™」は当社の各種サービスの土台となるデータベースです。当社は、IPアドレスの利用環境の変化に対応して自動分析プログラムを常時稼働させており、ネットワーク環境を熟知した専門調査員（ネットトレーサー）が、情報の分析・検証を行っております。このようにしてデータベースの精度を高めているほか、顧客の利用の際に対象データ範囲の絞り込みや、特定の属性データの取得を可能とするために、適宜組み合わせる情報の種類を増やしてより精緻なバージョンへの更新を行っております。また、顧客のニーズに応じて「SURFPOINT™」の中から必要とされるデータを販売しております。

■ IP Geolocation事業 データ更新の仕組み

DFLS(Daily Feedback Loop System) (*)を組み込んだフレームワーク:収集した情報をもとに専門調査員(ネットトレーサー)が調査を行い、より正確なデータをデータベースに反映。これを毎日繰り返すことでIPアドレスデータベースの精度を保っています。



(*)DFLSとは、IPアドレスに関する情報を調査し、専門調査員(ネットトレーサー)が情報をもとに調査・検証作業を行い、データベースに反映、この一連の作業を日次で行う取り組みのことを指します。IPアドレス情報を収集するチャネルは多岐に渡り、自社構築したデータ収集サーバー群によるデータ収集分析プロセスは常時稼働しています。

(2) エリアターゲティング

ウェブサイト閲覧者のいる地域を特定し、顧客のウェブサイトの表示をその地域に合った内容のものにしたり、広告や告知内容を地域別に表示し、閲覧者に一番近い顧客の店舗やアクセスルートを示すことを可能にしております。閲覧者のウェブサイトからの離脱を防ぎ、効果的な販売促進のためのウェブサイト作りに貢献するツールとして、当該機能を顧客に提供しております。

(3) 企業分析

ウェブサイト閲覧者が属する企業等団体の業種、規模から場合によっては企業名を判別し、効果的なマーケティングを実施するために必要なデータを提供しております。アクセス分析ツールとの連携により、顧客のウェブサイトに訪問した企業を可視化することで、営業活動の効率化に役立つデータを提供しております。また、国内、海外の主要なマーケティングオートメーションツール*⁴との連携を可能としており、「SURFPOINT™」を搭載した当社のアプリケーションである「どこどこJP」によって連携先の機能を補完し、アクセス分析に組織名(法人名)・組織URL・業種・従業員数等の分析軸を加えることができ、いわばBtoBアクセス解析ツールにカスタマイズできる機能を提供しております。

(4) 不正アクセス防止・セキュリティ対応

インターネット上の不正やなりすまし等の詐欺行為を検出することにより、不正アクセスから顧客のアカウントを守る機能を提供しております。また、ウェブサイトへのアクセスが正しい権利を持ったユーザーからのものか否かを判別し、当該コンテンツの配信管理を行うことが可能です。これらの特徴によって、複数の金融機関、コンテンツ配信事業者、その他不正アクセスの防止を望む企業や団体が、当社の顧客となっております。

(5) インターネット広告プラットフォームの提供

IPアドレスの活用によって閲覧者の選別・絞り込みが可能な配信サービスである「どこどこad」プラットフォームを提供しております。これは業種・規模・従業員数・社名等の企業属性、気温・天気等の気象情報、利用されている回線、都道府県、市区町村といったターゲティングの切り口で選択したサイトの閲覧者に対してバナー広告を配信するものです。

「どこどこad」プラットフォームは、当社の「SURFPOINT™」を利用することにより、インターネット広告の配信効果の最大化を目指し、最適な人や場所に広告を配信するプラットフォームを提供しております。

(6) 当社の提供するアプリケーションの内容

上記のサービスを実現するため、当社は次のアプリケーションを提供しております。

① 「どこどこJP」

「SURFPOINT™」をウェブサイトやアプリケーション上で利用できるサービスで、その用途はマーケティングからセキュリティまで幅広く、IPアドレスから利用者の地域を認識するエリアターゲティングの技術や、ウェブアクセス解析、金融や証券分野でのオンライン取引時における不正アクセス対策、デジタル配信される映像や音楽等の著作権管理に役立てられています。

② 「らくらくログ解析」

簡単な操作でウェブアクセス解析を行うことのできるツールであり、基本的なアクセス解析機能に加えて、ウェブサイトを訪問した企業のリスト化や経路分析等の本格的な解析も可能なサービスとなっております。

③ 「IPひろば」

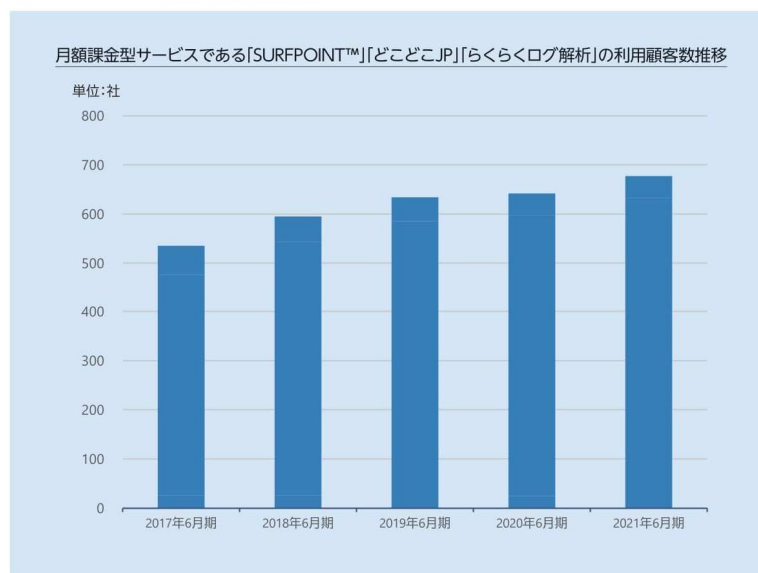
IPアドレスやドメイン名を入力して検索ボタンをクリックするだけで簡単に位置情報や組織情報を調べることができるサービスで、検索結果として都道府県名や市外局番、接続回線情報を表示します。ウイルスの発信元調査やネット犯罪の初期調査にも活用されております。

④ 「どこどこad」

IPアドレスから判定される位置情報、企業情報、気象情報、回線情報等で、配信する対象の絞り込みやターゲティングができるインターネット広告配信サービスであります。現在提供している主なターゲティングメニューは次のとおりです：

- ・BtoBターゲティング（上場・非上場の区分、資本金区分、従業員区分、売上高区分、業種区分等により対象となる配信先企業を絞り込みます）
- ・回線ターゲティング（特定のインターネット回線、インターネットサービスプロバイダを経由した先のユーザー向けに広告配信をします）
- ・気象ターゲティング（天気、気温、湿度、紫外線量により配信先を絞り込みます）
- ・どこどこJP連携データターゲティング（「どこどこJP」との連携により、「どこどこJP」にリクエストが来たIPアドレスに対して広告配信をします）
- ・エリアターゲティング（接続元のIPアドレスから地域を判定し、都道府県、市区町村や郵便番号を指定し広告配信をします）
- ・Wi-Fiスポットターゲティング（特定のWi-Fiスポットに接続しているユーザーに対して広告配信をします）

■ IP Geolocation事業 利用顧客数推移



(7)web制作・各種受託開発

各種ウェブサイト制作等のウェブマーケティングサポートや、スタンプラリーをはじめとした自治体向けの観光アプリ等の受託・開発を行うシティプロモーション*5を支援するサービスも提供しております。

(説明事項)

- (*)
1. IPアドレスとは、インターネットにつながっているネットワーク上の機器を識別するために割り当てられている識別子で、インターネット上でのいわば住所のような役割を担っています。数字の羅列から構成されており、IPv4規格では32ビットの2進数で表記されています。
 2. SaaSとは、クラウド経由で提供されるソフトウェアのことを指します。
 3. APIとは、プログラムから当該のソフトウェアを操作するためのインターフェイスのことを指し、ソフトウェアの一部をウェブ上で公開して他のソフトウェアの機能を埋め込んで利用できるようにしたものです。
 4. マーケティングオートメーションツールとは、顧客開拓におけるマーケティング活動を可視化・自動化するツール（ソフトウェア）であり、見込顧客の固有情報や、見込顧客から収集した各種情報の一元管理、購買意欲の高い見込顧客の絞り込み等の活動を自動的に行うことができるものです。
 5. シティプロモーションとは、自治体が行う宣伝活動・広報活動・営業活動のことを指します。

<IPアドレス移転事業>

法人や各種団体等が保有しているものの使用せず余っているIPアドレスを、必要とする企業等へ売却仲介を行うサービスを行っております。

以上、述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

【事業系統図】



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年6月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
37 (10)	33.5	4.3	4,601,490

セグメントの名称	従業員数（人）
IP Geolocation事業	33 (10)
IPアドレス移転事業	
全社（共通）	4 (-)
合計	37 (10)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、小規模組織であり、同一の従業員が2つの事業に従事しております。

4. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「独自の技術とノウハウを開発し、地域社会にとって価値のある新しいインターネットサービスを提供する」という企業理念を掲げ、IPアドレスによるインターネットユーザーの位置情報に関連する技術をベースに、各種のサービスを開発・運営することで、顧客の事業発展に寄与し、それによって当社自身も収益の拡大をして、地域社会に直接・間接の貢献をすることを使命としております。

IP Geolocation事業においては、当社サービスを顧客が利用するシーンを、マーケティング用途、不正検出用途、コンプライアンス（配信制御）、セキュリティ関連の4つに分類し、それぞれでの顧客数と利用頻度の増加を目指していくことを基本方針としております。営業活動を行う営業部では、その下部組織である課毎に予算と行動計画を月次で定め、その達成のためにPDCAサイクルを回して問題点の早期発見と修正を迅速に行うことを課しております。サービスの開発と運用を行う技術開発部では、各サービスを円滑に運営するための監視体制の強化とデータの更新・蓄積に力点を置き、これに加えて新規サービスの開発のために絶えずアンテナを張って、営業部門からの様々な要望や研究開発のヒントとなる情報の収集にも力を入れることとしております。

IPアドレス移転事業においては移転の仲介を実現させるために、売り手候補、買い手候補を常に開拓することが求められます。売り手候補についてはIPアドレスを多数保有する比較的社歴の古い大手企業や学校法人、さらにはそれら企業・団体を紹介していただける外部協力者、買い手候補についても紹介者となる各種団体との連携が不可欠となります。このため、多くの法人・団体との常日頃からのコミュニケーションの維持を継続することを具体的な活動方針として掲げております。

(2) 経営環境

「IPアドレスから顧客のウェブサイトアクセスした人がどの地域からアクセスをしたのかがわかる」という技術を活用したサービスを展開しているのは国内では当社のみであります。当社の各種サービスは顧客の事業活動において「あったら便利」なツールではありますが、当社がIPアドレスに各種情報を付加しているのに対し、自社が所有している法人企業データベースにIPアドレス情報を付加することにより当社と類似する結果を提示できるサービスが存在し、競争状態が存在している状況であります。現状では潜在顧客数は非常に多く、競合先も含めて、潜在顧客に対してまだ十分に接触しきれておりませんが、将来的に競合の状況が激しくなる可能性があり、いち早く一定の市場規模を抑え、当社の優位性を確保したいと考えております。また、顧客のニーズを汲み取ってインターネット関連の新しいサービスを開発、リリースしていくためには、数多くの顧客との関係構築がより一層重要となってまいります。そのためにも既存顧客との関係強化と新規顧客の獲得は当社の当面の最重要課題となっているものと考えます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、政府及び各都道府県からの要請もあり、大都市の企業各社をはじめ多くの法人がテレワークの浸透を強く打ち出しておりますが、この影響により、多くの地方自治体に移住・定住に関する施策を検討しております。さらに各地の地方自治体は、同感染症で大きな打撃を受けている観光業や飲食業を側面から支援する目的で企画を検討実施しております。例えば、商工会議所が主催し観光名所や飲食店を周り、設置されたQRコードを読み込むことでスタンプを獲得できるスタンプラリーがあります。当社もこれらの流れに乗って、自治体のニーズに即したウェブベースのサービスを開発し、これを早期に全国に広めていきたいと考えております。具体的には、現在当社の拠点として本社（静岡県）、大阪営業所、福岡営業所、那覇コンタクトセンターがありますが、本社からは東海地方及び関東地方以北、大阪営業所からは関西地方及び中国・四国地方、福岡営業所からは九州地方、那覇コンタクトセンターからは沖縄県の自治体に営業活動を行い、スタンプラリーの商談につなげていきたいと考えております。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、以下の7点を主な対処すべき課題として取り組んでおります。

① 「SURFPOINT™」の継続的な拡充

当社事業の土台となるデータベースである「SURFPOINT™」の精度をより高いレベルで維持管理していくために、すでに取り込んである情報について専門調査員（ネットトレーサー）による詳細な調査とデータ反映を今後も日々継続してまいります。併せて外部の有料・無料の各種有益な情報を今後も継続して取り入れ、顧客のニーズを先取りした細かなターゲティング対応を行ってまいります。

② 「どどここJP」売上の拡大

「どどここJP」は、「SURFPOINT™」に蓄積された位置情報、企業情報、利用回線、気象情報ほか様々なデータを利用して顧客のマーケティング活動、広告活動、不正アクセス防止等の各種用途にご利用いただいております。顧客には比較的長期にわたって継続してご利用いただける当社の主要なサービスであり、当社の安定した収益源となっております。今後も既存顧客の解約を減らし、新規顧客の獲得を推進するための営業上の各種施策を打ち出して、飽きられないサービスとして顧客のニーズに対応してまいります。

③ 「どどここad」でのきめ細かい顧客対応の強化

インターネット広告配信サービスを提供する「どどここad」プラットフォームは顧客の用途に応じてセグメントしたターゲットに対してバナー広告を配信することができます。顧客に利用頻度を高めていただくために、コンサルティング活動を行って実際の利用シーンを想定した活用例を提案し、具体的な質問や要望に対応するきめ細かい活動に努めてまいります。

④ 新領域に関する研究調査

当社の現在の主力事業は、IPアドレスを活用したものであり、現状IPv4*レベルのIPアドレスを主力として取り扱っておりますが、将来的には次世代のIPv6*レベルへの本格的な移行が行われることが想像されます。当社もこの動きに遅れをとることのないよう、IPv6に関する研究調査を推進し、対応サービスを拡充してまいります。

(*) IPv4とは、インターネットに接続された機器同士がデータをやり取りするためにデータ送信の方法を定めた規約(=IP(インターネットプロトコル))の第4版を表し、32ビット(=2の32乗個)、つまり約43億個のIPアドレスが利用可能です。IPv6では128ビット(=2の128乗個)のデータとして表現されるため、そのアドレス総数は約340澗(1澗は1兆×1兆×1兆)個となり、事実上無限といえる数となります。

⑤ 営業体制の更なる強化

独自性の高いサービスを創出し、拡販していくためには、より強固な営業体制を確立することが重要であると認識しております。顧客のニーズを汲み取りながら適切なサービスを販売する直接販売の利点を活かし、顧客との信頼関係を構築することで、長期取引につながるものと考えております。そのため、顧客の属性やニーズに適した営業体制や営業手法の確立に加え、営業人員個々の営業スキルの向上にも努めてまいります。

⑥ 人材の育成・教育

当社は、事業を拡大していくうえで、必要な人材を十分に確保していくことが重要であると考え、高い専門性を有する人材の獲得及び育成に注力してまいります。そのため、幅広い人材採用活動を行うほか、教育研修制度の充実、人事評価制度の拡充、業務の合理化・効率化、外部ノウハウの活用等、積極的に取り組んでまいります。

⑦ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社は、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社ならびに各事業の取引形態に則した内部管理体制を構築する等、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社の経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、売上高及びIP Geolocation事業の売上高ならびに同事業の売上高成長率を掲げております。これら指標の詳細につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容 ⑤経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

① 事業環境について

(a) 競合について

当社の主要なサービスの1つであります「どこどこJP」には、IPアドレスから利用者の属性や使用している地域を特定することで各種サービスを開発・運営している企業は国内では当社しか存在していませんが、当社が提供しているサービスのうち、顧客のウェブサイトにアクセスしてきた法人の企業名が判明するものについては異なる手法で「どこどこJP」と同様の結果が得られるサービスを提供する競合先が存在しております。今後も全く異なる手法で「どこどこJP」と同様の内容を表示する他社サービスが生まれることにより、当社の競争力が低下して当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の主要なサービスの1つである「どこどこad」の主な用途のひとつでありますインターネット広告の市場は競合の多い業界であります。インターネットマーケティング業界及びアドテクノロジー業界においては、SE（検索エンジンマーケティング）サービスやアフィリエイトサービスを提供する企業が大手のインターネット関連企業をはじめ多数存在し、広告サービスも多様化しております。また、情報メディアの領域では、様々なビジネスモデルのウェブサイトが数多く存在し、常に新しいウェブサイトが開発される等、厳しい競争環境が続いております。

このような環境のもと、当社は引き続きインターネット広告事業の拡大及び競争力の維持・強化に努めてまいりますが、インターネット広告業界における優れた競合事業者の登場、競合事業者によるサービス改善や付加価値の高いビジネスモデルの出現等により、当社の競争力が低下する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、IPアドレス移転事業は仲介事業であるため同事業の参入障壁は高くないことから、今後は競合先が出現する可能性があり、その場合には当社の競争力が低下し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) インターネット広告・ウェブマーケティング市場の動向について

近年、インターネット広告市場・ウェブマーケティング市場はインターネットの普及と急激な技術革新により、急速に拡大してまいりました。しかし、急激に景気が悪化した場合、企業収益の大幅な悪化に伴う広告需要やウェブマーケティング利用の減退が起こる可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) インターネット関連分野の技術革新について

インターネット関連分野における技術革新は速く、現在利用している技術や業界標準が急激に変化することが予想されます。また、技術革新に伴い顧客ニーズが変化する一方、多様なニーズに即したビジネスモデル及びサービスの開発・進化が活発に進んでいます。当社では、そうした事態に対応するため、常に業界動向を注視し、迅速かつ適切な対応をしていく方針であります。そのために多額の支出が発生することや、適切な対応がなされなかった場合に当社の競争力が低下することも考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 法的規制等について

当社の事業は特定の法令による規制は受けておりませんが、「独占禁止法」、「不正競争防止法」、「景品表示法」、「特許法」、「商標法」、「著作権法」等の事業会社を対象とする諸法令の遵守が義務付けられます。また、インターネット関連分野においては「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の適用を受けております。現状においては、これらの法律による規制の影響は軽微であると認識しておりますが、今後インターネットの普及に伴い、新しい法律や自主ルールが整備される可能性があります。

また、当社は当社の業務の一部を業務委託契約の締結に基づいて事業者又は個人に委託することがありますが、当該行為においては「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）が適用される場合があります。当社は、法令を遵守して事業運営を行っておりますが、運用の不備等により法令義務違反が発生した場合には、当社の社会的信用の失墜等で、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 事業について

(a) IPアドレスをめぐる法的規制について

当社の事業はIPアドレスを用いたサービスがその根幹をなしておりますが、現状、国内においてIPアドレスは個人情報とは位置付けられておりません。しかしながら今後個人情報保護の対象となる領域の拡大によりIPアドレスに関して新しい法律の制定や既存の法律の改正が行われる可能性があります。

当社では、IPアドレスが個人情報としての取扱いを受けることになった場合には、IPアドレスを当社データベース及び各サービスで利用する際に、個人の特定ができない情報に変換することで個人情報保護対応を行って従来どおりのサービス運営が続けられるようにする考えであります。しかしながらIPアドレスに関し、当該の対応方法では個人情報保護が不十分であるとみなされる場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

昨今、インターネット上のプライバシー保護の観点から、Cookie（ウェブサイト閲覧情報等を一時的に保存しておくためのウェブブラウザ上の記憶領域及びそこに保存される情報）等の使用制限の検討が行われている状況にあります。当社は、当社サービスを利用する顧客の利便性向上のため、当社事業の根幹をなすデータベースの拡充の一環としてCookie等の情報を一部外部から購入しております。Cookie等の使用により得られる情報が制限されたとしても、その部分は当社が提供する情報サービスの一部であり、当社サービスの根幹をなすものではありませんので、顧客にとって当社サービスが必要なくなるというものではありません。しかしながら、顧客にとって、当社サービスが提供する情報のうちの一部であるCookie等の情報への依存度が今後高まった場合には、Cookie等の使用制限が厳しく適用されることで、顧客の当社サービスの利用頻度が減少し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) インターネット広告配信サービスでの顧客の利用状況について

当社のインターネット広告配信サービスを顧客が利用する際には、当社で、当該広告が景品表示法に抵触する内容になっていないか個別に事前に全件で確認をしております。しかし、その確認が不十分で、結果として顧客が景品表示法違反となり得る広告を配信した場合、当社は直接的に法令違反の責任を負うものとはなりません。顧客の行為を放置したとみなされることにより社会的に責任を問われる可能性は完全には払拭することはできません。そのような事態が発生した場合には、当社の社会的信頼性の著しい低下を招く可能性もあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 取引先の審査体制について

当社は、反社会的勢力ならびに法令及び公序良俗に反する不良事業者とは一切関係を持たない方針であり、取引先の選定にあたっては記事検索を行って反社会的勢力との関連性の有無を調べ、事前に審査する体制を構築しております。したがって、選定基準に抵触する取引候補先との関係が生じる可能性は低く、現状問題は生じておりません。しかし、万一、当社の取組みにも関わらず、そのような問題が発生した場合には、当社の社会的信頼性の著しい低下を招き、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) システムトラブルについて

当社は、IPアドレスを活用した顧客のウェブサイトの閲覧者に対して的確なマーケティング手法を打ち出したり、広告を配信するためのアプリケーションの提供をインターネット環境において行っております。そのため、当社はサービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策と、コンピュータウィルスやハッカーの侵入を回避するために必要と思われる対策を講じております。しかしながら、地震等の自然災害、停電等予期せぬ重大な事象の発生、新たなコンピュータウィルスへの感染により、当社の設備又はネットワークに障害が生じる可能性があります。そうした事態が発生した場合には、一定期間サービスの停止を余儀なくされる可能性があり、また、サービスの停止に伴う信用の低下が営業活動に支障を及ぼすことも考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(e) 新規事業の収益性について

当社は、顧客ニーズに則したサービスの提供を行うためには、新規に事業を立ち上げることも今後検討してまいります。新たに手掛けた事業を早期に一定の事業規模にまで成長させ、市場における地位を確立するため、事業を推進する手段として必要が認められる場合には、ソフトウェア開発への投資や第三者が運営する事業及び企業の買収、資本業務提携の取組み等を行う可能性があります。当社は、事業の拡大に積極的に取り組んでまいりますが、ソフトウェア開発への投資や買収に伴う資金負担、広告宣伝費等の支出が発生し、収益性が向上しない可能性や、事業を推進する過程において予測とは異なる事態が生じ、投資回収が困難になる可能性があります。このように事業展開が計画どおりに進まない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(f) 受託案件の検収時期の変動あるいは収支の悪化について

当社のサービスのうち、web制作・各種受託開発事業について、顧客の検収に基づき売上を計上しております。そのため、当社は受託案件ごとの進捗を管理し、計画どおりに売上及び利益の計上ができるように努めておりますが、受託案件の進捗如何では、検収時期が変更されることもあります。この場合、顧客の検収時期によっては、売上計上が事業年度を前後することで当社の売上計上時期が変動し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、受託案件は、想定される工数を基に見積りを作成し受注しております。そのため、当社は顧客との認識のずれや想定工数が大幅に乖離することがないように工数の算定をしておりますが、この算定業務の大半が顧客とのヒアリング等で把握したデータの内容に依存することから、完全に事前に工数や成果を見込むことは困難であります。そのため、見積り作成時に想定されなかった不測の事態等により工数が増加し、受託案件の収支が悪化する場合があります、特にそれが大規模な受託案件の場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(g) 解約について

当社サービスを継続利用することで生じる月額課金額につきましては、顧客満足度を高めることで解約率を低く維持するための施策を行っておりますが、顧客企業の利用状況や経営環境の変化等の理由により、毎年一定の解約が発生しております。当社の予算及び経営計画には、実績を基に一定の解約を見込んでおりますが、競合他社に対する競争力の低下や、トラブル等の何らかの要因により当社の想定を超える解約が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 経営体制について

(a) 個人情報等の管理について

当社は、事業の運営や人材の採用にあたり、顧客の企業情報や特定個人の情報（氏名、メールアドレス、住所等）を取得しているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。当社は、2009年5月に個人情報の取扱いを適切に行う企業であることを証明する「プライバシーマーク」を取得し、2010年5月に情報セキュリティマネジメントの国際規格である「ISO/IEC 27001」の認証を取得しており、個人情報及び顧客の企業情報等の管理について、法令を遵守し、アクセス権限を設定し、情報の取扱いには細心の注意を払い、最大限の取組みを行っております。しかし、万一、外部からの不正アクセスにより情報の外部流出が発生した場合には、当社に対して損害賠償請求がなされ、又は訴追等により、社会的信用を失う可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 人材の確保について

当社では、今後も事業を拡大していく上で、必要な人材を十分に確保していくことが重要な課題であると考え、積極的に人材の採用・育成を行っております。しかし、こうした活動が計画どおりに進まず、また、幹部人材及び予想を上回る数の人材の社外流出があった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長で創業者でもある山本敬介は、当社設立以来代表取締役社長を務め、豊かな知識、経験をもとに、経営に係るものとして当社の経営方針や経営戦略・事業戦略の決定をはじめ、当社にとって重要な役割を果たしております。当社の事業規模が拡大するとともに、権限委譲を進めておりますが、現在においても同氏の影響力は大きなものとなっております。そのため、同氏が当社の事業へ関与できない状況が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 小規模組織であることについて

当社は、本書提出日現在、取締役5名、監査役3名、臨時雇用者を含む従業員55名と小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大及び事業内容の多様化に対応するため、人員の増強、内部管理体制及び執行体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進まなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ その他

(a) 知的財産権について

当社は、事業展開する上で、技術・ノウハウ・知的財産権等は重要な位置を占めるため、特許権の取得による保護を図るとともに、これらの保全管理については細心の注意を払っております。

また、第三者の知的財産権を侵害することがないように常に細心の注意を払って事業活動を行っておりますが、現在のインターネット関連分野における技術の進歩の早期化、グローバル化により、当社の事業領域における知的財産権の現状を完全に把握することは困難であります。現在までのところ、当社の認識する限り、第三者の知的財産権を侵害したこと及び侵害を理由とした損害賠償等の訴訟が発生している事実はありませんが、今後当社の調査・確認漏れ、不測の事態が生じることにより、第三者の知的財産権に抵触する等の理由から、損害賠償請求や使用差止請求等を受ける可能性があります。これらの事態が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 訴訟の可能性について

当社は、本書提出日現在、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。また、当社は、法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員その他第三者との関係において、訴訟リスクを低減する等務めております。しかしながら、システムの障害や重大な人為的ミス等の予期せぬトラブルが発生した場合、また、取引先との関係に何らかの問題が生じた場合、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起される可能性があります。損害賠償の金額、訴訟の内容及びその結果によっては、当社の業績及び財政状態や社会的信用に影響を及ぼす恐れがあります。

(c) 配当政策について

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材の確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、財務状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

(d) 調達資金の用途について

当社が予定している公募増資による調達資金は、社債の償還、データベースの維持・拡充、既存事業の拡大及び新規事業に係る自社開発のための人件費及び外注費等に充当する予定であります。しかしながら、当社が属するIT業界は、事業環境の変化が速く、人材の確保も日々厳しくなっているため、当初予定したとおりの用途で調達資金を利用できない可能性や、計画どおりの資金用途によっても計画どおりの効果が得られない可能性があり、このような場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(e) 繰延税金資産の回収可能性の評価における影響について

当社は、将来の課税所得の見積りに基づいて、繰延税金資産の回収可能性を評価しているため、その見積額が減少し繰延税金資産の一部又は全部を将来実現できないと判断した場合、あるいは税率変動等を含む税制の変更等があった場合、その判断を行った期間に繰延税金資産を減額し、税金費用を計上することになります。その結果として、当社の業績及び財務状況に影響を受ける可能性があります。

(f) 資産評価リスクについて

IP Geolocation事業では、自社開発したソフトウェアを活用したサービスを提供しており、今後も自社で事業に供するソフトウェアを開発してまいります。当該ソフトウェアは無形固定資産として計上しておりますが、採算性の悪化や将来にわたって収益が投下した資金以上に見込めないことが判明したときには減損処理を適用することで、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(g) 自然災害について

当社の事業活動に必要なサービス基盤については、自然災害等が発生した場合に備え、パブリッククラウド*を利用しております。サービスの稼働状況は常時モニタリングされており、自然災害や障害への対応が迅速にとれる体制が整っておりますが、不可避な状況の発生により、サービス基盤が稼働できない状況になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(*) パブリッククラウドとは、自社で専用のクラウド環境を構築せず、外部の業者が提供するクラウド環境を利用するものであります。

(h) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は89,000株であり、発行済株式総数596,000株の14.9%に相当しております。

(i) 大株主について

当社の大株主である小川武重氏は、当社の創業間もないころから出資いただいているエンジェル投資家であり、自身又はその親族の資産管理会社である株式会社キャピタルバンク及び株式会社MASAならびに株式会社NORIKOの所有株式数を含めると本書提出日現在で発行済株式総数596,000株の47.3% (282,000株) を所有しております。同氏の投資目的は純投資ではありますが、同氏は、実質的には安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により同氏又はその親族の資産会社保有の当社株式の多くが減少した場合には、当社株式の市場価値及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(j) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、当社では役職員全員のテレワークの常態化を推進し、業務上やむを得ず本社及び他の拠点に出向く場合には、検温、マスクの着用、アルコール等による手指の消毒や手洗い、うがいの徹底に努めております。収益面では、全社テレワーク化に伴って旅費交通費、通勤手当等のコスト削減効果が生じている一方で、同感染症拡大の影響を被っている顧客がコスト削減のため当社サービスの利用頻度を下げたり、解約をする事例が発生しており、今後、同感染症の更なる流行拡大や長期化により、顧客の経営状態の悪化や事業環境への影響が増大した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第21期事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（資産）

流動資産は前事業年度末と比較して44,361千円増加し、277,179千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加49,084千円によるものであります。

固定資産は前事業年度末と比較して3,666千円減少し、21,420千円となりました。これは主に、長期前払費用の減少3,323千円によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末と比較して40,695千円増加し、298,600千円となりました。

（負債）

流動負債は前事業年度末と比較して23,711千円増加し、114,911千円となりました。これは主に、未払法人税等が8,026千円、その他流動負債に含まれる未払消費税等が10,507千円、前受金が8,828千円増加したものの、未払金が6,253千円減少したことによるものであります。

固定負債は前事業年度末と比較して5,747千円減少し、45,226千円となりました。これは主に、その他固定負債に含まれる長期前受金が5,260千円増加したものの、長期借入金が4,008千円、社債が7,000千円減少したことによるものであります。

この結果、総負債は、前事業年度末と比較して17,964千円増加し、160,138千円となりました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末と比較し22,730千円増加し、138,462千円となりました。これは主に、当期純利益の計上等により繰越利益剰余金が23,081千円増加したことによるものであります。

第22期第3四半期累計期間（自 2020年7月1日 至 2021年3月31日）

（資産）

流動資産は前事業年度末と比較して111,415千円増加し、388,595千円となりました。これは主に、現金及び預金が30,945千円、売掛金が73,600千円増加したことによるものであります。

固定資産は前事業年度末と比較して495千円減少し、20,924千円となりました。これは主に、無形固定資産に含まれるソフトウェアが2,579千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末と比較して110,920千円増加し、409,520千円となりました。

（負債）

流動負債は前事業年度末と比較して60,406千円増加し、175,317千円となりました。これは主に、未払法人税等が18,470千円、賞与引当金が6,296千円、その他流動負債に含まれる未払金が11,778千円、その他流動負債に含まれる前受金が4,100千円増加したことによるものであります。

固定負債は前事業年度末と比較して7,452千円減少し、37,773千円となりました。これは主に、社債が3,500千円、長期借入金が3,006千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、前事業年度末と比較して52,953千円増加し、213,091千円となりました。

（純資産）

純資産合計は前事業年度末と比較して57,966千円増加し、196,428千円となりました。これは主に、四半期純利益の計上等により繰越利益剰余金が54,229千円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第21期事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

当事業年度における我が国経済は、緩やかな回復基調が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大に伴い急速な景気減速がみられ、厳しい状況にあります。当社の属する情報サービス業界では、企業のIT関連投資は堅調に推移してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、先行きは不透明な状況にあります。

このような環境の中、当社は企業各社への既存サービスの販売に注力したほか、自治体の移住・定住や観光分野関連の施策であるウェブサービスの開発提案や、行政官庁に向けてのサイバー犯罪防止に関連した各種研修の請負及びウェブサービスの提案を行ってまいりました。その一方で、第4四半期会計期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部顧客のサービス利用量が大きく減少したことで、売上の増加を見込んでいた複数サービスの売上の伸びが鈍化し、また、インターネット広告の利用頻度が大きく落ち込んだことにより、「どこどこad」の売上が対前年で減少いたしました。コスト面では、既存サービスの拡充のため外部データの購入費用が増加したことにより売上原価が増加いたしました。また、全社テレワーク化を推進したことにより諸費用が大きく減少して販売費及び一般管理費を対前年で低く抑えることができました。

これらの結果、当事業年度の売上高は475,145千円（前年同期比3.4%増）、営業利益は32,172千円（同88.1%増）、経常利益は31,556千円（同74.4%増）、当期純利益は22,730千円（同7.5%増）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

（IP Geolocation事業）

主力サービスである「どこどこJP」で新規顧客の獲得が当初に計画していたほどには積みあがらず、また、「どこどこad」は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で第4四半期会計期間に売上高が大きく落ち込みました。その一方でweb制作は大きく売上高を伸ばし、これら以外のサービスも堅調に推移して、同事業の売上高は459,809千円（前年同期比3.9%増）、セグメント利益は20,759千円（同288.7%増）となりました。

（IPアドレス移転事業）

大口案件は発生しなかったものの、買い手候補、売り手候補それぞれの確保に注力して複数の仲介を成約したことにより、同事業の売上高は15,336千円（前年同期比8.3%減）、セグメント利益は11,412千円（同3.0%減）となりました。

第22期第3四半期累計期間（自 2020年7月1日 至 2021年3月31日）

当第3四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で停滞していた経済活動が、政府及び都道府県の各種政策や海外経済の改善もあり持ち直しの兆しを見せていたものの、2020年12月以降、同感染症感染者数の増加と緊急事態宣言の再発令により、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社の属する情報サービス業界は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により企業のIT関連投資は全般的に鈍っているものの、アフターコロナを見据えた社会の変化に対応するためのIT活用に積極的な企業や自治体では具体的なサービス導入の検討や設備投資を始めており、当社もこの流れに乗って有望な商談を数多く獲得できるよう営業、開発の両面で引き続き成果を上げる努力を続けております。

これらの結果、当第3四半期累計期間の売上高は453,325千円、営業利益は80,734千円、経常利益80,018千円、四半期純利益は53,966千円となりました。

当第3四半期累計期間のセグメント別の業績の詳細は、以下のとおりであります。なお、当四半期累計期間は四半期財務諸表の作成初年度であるため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

（IP Geolocation事業）

インターネット広告プラットフォーム運営サービスである「どこどこad」が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で低調な推移であるものの、IPアドレスに様々な情報を紐づけたデータベースの利用サービスである「SURFPOINTTM」が好調に推移し、同サービスをウェブ上で利用できる「どこどこJP」においては大口利用顧客の獲得により月次売上高が緩やかな増加傾向となり、「らくらくログ解析」や「IPひろば」も堅調に推移しております。また、web制作や各種受託開発では、静岡県内の複数の自治体からの大口案件を獲得し、当第3四半期累計期間における同事業の売上高は423,235千円、セグメント利益は55,813千円となりました。

なお、受注活動では来期からサービス利用が始まる警察関連の大口案件を獲得することができ、全国の自治体向け業務とともに今後この分野で積極的に売上を拡大するため、「SURFPOINTTM」のデータ量を増やす試み等、サービスの運用と受託開発業務の準備に着手しております。

(IPアドレス移転事業)

複数案件の仲介を手掛け、年間で計画していた成約金額を大幅に超過する仲介手数料を獲得することができ、当第3四半期累計期間における同事業の売上高は30,089千円、セグメント利益は24,921千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ49,082千円増加し、196,108千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によりキャッシュ・フローは、63,265千円の収入となりました（前年同期は6,149千円の支出）。これは主に、税引前当期純利益31,556千円、前受金の増加額14,089千円、前払費用の減少額6,431千円、未払消費税等の増加額10,507千円、未払金の減少額6,253千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、3,175千円の支出となりました（前年同期は6,035千円の支出）。これは主に、無形固定資産の取得による支出3,372千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、11,008千円の支出となりました（前年同期は11,008千円の支出）。これは、長期借入金の返済による支出4,008千円及び社債の償還による支出7,000千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社の事業は、サービスの提供にあたり、製品の生産を行っていないため、記載しておりません。

b. 受注実績

当社の提供する主要サービスは、顧客の申込み又は契約締結から売上計上までの期間が短期間であるため記載しておりません。

c. 販売実績

第21期事業年度及び第22期第3四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第21期事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)			第22期第3四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	前年比(%)	金額(千円)	構成比(%)
IP Geolocation事業	459,809	96.8	103.9	423,235	93.4
IPアドレス移転事業	15,336	3.2	91.7	30,089	6.6
合計	475,145	100.0	103.4	453,325	100.0

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引は発生しておりません。

3. 当社では相手先別の販売実績において総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先は存在しないため、主要な相手先の販売実績の記載は省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成に当たっては、当事業年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社は過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づいて、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

第21期事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

a. 売上高

当事業年度の売上高は、前事業年度末に比べ15,769千円増加し、475,145千円となりました。セグメント別の内訳としては、IP Geolocation事業が459,809千円（前年同期比3.9%増）、IPアドレス移転事業が15,336千円（前年同期比8.3%減）となっております。IP Geolocation事業においては、主力サービスである「どこどこJP」では当初想定よりも顧客数の積み増しが少なく、インターネット広告プラットフォームの提供サービスである「どこどこad」で新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上高の落ち込みがあったものの、その他のサービスは堅調に推移し、特にweb制作で多くの案件の受注に成功して売上高の伸張に寄与いたしました。IPアドレス移転事業においては、前期と比較して大口案件がなかったものの、小口の案件をこまめに開拓して仲介を成約できたことにより、想定以上の売上高を計上いたしました。

b. 売上原価、売上総利益

当事業年度の売上原価は、前事業年度末に比べ23,534千円増加し、156,979千円となりました。主な要因は既存サービスのリニューアルのため外部データの購入を追加したことによる材料費の増加10,118千円と開発要員の増加に伴う労務費の増加11,758千円によります。

この結果、当事業年度の売上総利益は、前事業年度末に比べ7,764千円減少し、318,165千円となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度末に比べ22,831千円減少し、285,992千円となりました。主な要因は、採用広告費が22,590千円減少したことによるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は、前事業年度末に比べ15,067千円増加し、32,172千円となりました。

d. 営業外収益、営業外費用、経常利益

当事業年度の営業外収益は370千円となり、これは主に子育て支援に関連する助成金収入を計上したことによるものであります。また、営業外費用は986千円となり、これは労働基準監督署によるあっせんに基づく解決金の支払い420千円と、借入金及び社債の支払利息及び社債の信用保証手数料の支払いによるものであります。

この結果、当事業年度の経常利益は、前事業年度末に比べ13,465千円増加し、31,556千円となりました。

e. 当期純利益

以上の結果、当事業年度末の法人税、住民税及び事業税は10,067千円となり、また、法人税等調整額は△1,242千円となり、当期純利益は、前事業年度末に比べ1,588千円増加し、22,730千円となりました。

第22期第3四半期累計期間（自 2020年7月1日 至 2021年3月31日）

a. 売上高

当第3四半期累計期間の売上高は、453,325千円となりました。主な内訳としては、IP Geolocation事業が423,235千円、IPアドレス移転事業が30,089千円となっております。IP Geolocation事業においては、インターネット広告プラットフォーム運営サービスである「どこどこad」が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で低調な推移であったものの、「SURFPOINT™」及び「どこどこJP」が好調であったこと、また、静岡県を始めたとする複数の自治体からweb制作案件を獲得ができたことが売上高の増加に寄与しております。IPアドレス移転事業においては、複数の仲介を手掛けることができ、当第3四半期累計期間の売上高が期初に策定した通期予算額を大幅に超過いたしました。

b. 売上原価、売上総利益

当第3四半期累計期間の売上原価は、開発要員及びweb制作要員の増加、自治体案件の複数受注に伴う外注費の増加、IPアドレス移転に関する紹介手数料の発生等により145,411千円となりました。

この結果、当第3四半期累計期間の売上総利益は、307,913千円となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、2020年12月11日の東京証券取引所 TOKYO PRO Marketへの上場に伴う上場関連手数料の発生、全社によるテレワークの開始に伴う通勤手当や旅費交通費等の減少、三島本社オフィスの縮小による地代家賃の減少等があり、227,179千円となりました。

この結果、当第3四半期累計期間の営業利益は、80,734千円となりました。

d. 営業外収益、営業外費用、経常利益

当第3四半期累計期間の営業外収益は1,737千円となり、これは主に子育て支援に関連する助成金収入の計上によるものであります。また、営業外費用は2,453千円となり、これは主に三島本社オフィスの縮小に係る原状回復費用の発生によるものであります。

この結果、当第3四半期累計期間の経常利益は、80,018千円となりました。

e. 四半期純利益

以上の結果、当第3四半期累計期間の法人税、住民税及び事業税は28,319千円となり、また、法人税等調整額は△2,267千円となり、四半期純利益は53,966千円となりました。

③キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に含めて記載しております。

④資本の財源及び資金の流動性

第21期事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当社は、資金の源泉と流動性を安定的に確保することを基本方針としております。現状、新規拠点の設置やソフトウェア開発は、内部留保の資金によって賄っており、資金の源泉は営業活動によるキャッシュ・フロー及び過年度の財務活動によるキャッシュ・フローによるものであります。

第22期第3四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)

当社は、資金の源泉と流動性を安定的に確保することを基本方針としております。現状、新規拠点の設置やソフトウェア開発は、内部留保の資金によって賄っており、資金の源泉は営業活動によるキャッシュ・フロー及び過年度の財務活動によるキャッシュ・フローによるものであります。

⑤経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、目標とする経営指標として売上高と、安定的に推移する当社の主力事業でありますIP Geolocation事業の売上高及び同事業の売上高成長率を掲げています。当事業年度の売上高は475,145千円となり、前事業年度末に比べて15,769千円増加しました。IP Geolocation事業の売上高は459,809千円となり、同事業の売上高成長率は3.9%となりました。売上高の増加は主にIP Geolocation事業の売上高の増加によります。IP Geolocation事業の売上高と同事業の売上高成長率の上昇は、「どこどこad」の売上高が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ半面、それ以外のサービスは堅調に推移し、web制作で多くの案件を受注して売上高を伸ばしたことにあります。今後もこの3つの指標を目標として経営を行うことにより、企業の成長性及び効率性の確保を図ります。

⑥経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績は、取引先のニーズ、当社データベースへの情報の集積状況、人材の確保、競合先等、様々な要因による影響を受ける可能性があります。このため、当社事業を取り巻く環境に注視し、営業努力及び開発・運用の体制強化、内部統制システムの強化等によりこれらのリスク要因に対応していきます。

⑦経営者の問題意識と今後の方針について

今後の我が国経済は、緩やかな回復傾向が続くことが期待されておりますが、一方で、国際的な貿易摩擦の深刻化や近隣諸国における政治・経済情勢の不安により、海外リスクが膨らみ依然として先行き不透明な情勢が続くものと予想されます。

当社を取り巻く環境は、より効果的なマーケティングの手法を求めたり、自社サイトへの不正なアクセスをいかに検知し、それらに対応するかを考えたり、コンテンツ等の配信を正しく安全に行うためのツールを欲したりといった法人各社の様々なニーズがますます高まる一方で、それらに対応できる多様なサービスが生まれており、競争は激しさを増してきております。こうした中で、当社としましては、中期計画（2020年6月期からの3事業年度）の損益計画にも盛り込んでありますが、IPアドレス移転事業については大口商談が成約すれば収益への貢献度が高いものの、競争が激化していることもあり、収益の多寡と予算の精度において見通しが十分にたてづらく、毎期10百万円程度で推移するものとしています。

IP Geolocation事業では、過去の推移から、「SURFPOINT™」、「らくらくログ解析」、「IPひろば」については、毎期一定の金額で推移するものとしています。

「どどこJP」、「どどこad」、「web制作」については、従来同一の顧客に異なるサービスの営業をしておらず、効果的に顧客単価を上げる試みがなされませんでした。これを改め、顧客のニーズに合わせて複数のサービスを提案し、適宜当社でウェブサイトの改修等を請け負うことも提案することで、成約率を高め、顧客単価を引き上げていきます。

これら営業活動を効果的に行っていくために、今後も引き続き優秀な営業担当者や電話による営業活動を行う人員の採用を続け、人員数の緩やかな拡大を続けつつ、教育・研修にも力を入れて、質の向上にも注力していきます。

開発に係る業務では、前事業年度に特許を1つ取得しておりますが、今後も年間1つ乃至2つ程度の特許を取得できるよう、新規の開発を進め、あわせて既存の開発成果の見直しを行い、また、取得した特許を活用した新規事業開発を加速させ、将来の収益の柱を構築する努力を継続して行っていきます。また、競合先に対抗するために、データベースの更新と更なる情報の集積を行い、他社の追随を許さないレベルを維持し続けていきます。

さらに、新しいインターネットの通信方法に関する規格であるIPv6に対する対応のため外部の研究会等に積極的に参画し、データベースのIPv6対応を進めていきます。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

第21期事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

当社は、顧客のニーズに基づいたインターネット関連アプリケーションの開発を行っており、また、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、当社独自の特許技術を含め、データベース及びアプリケーションの改善を続けております。

当社における研究開発活動は、技術開発部の業務の一環として行っており、その主体を担っております。

当事業年度の研究開発費の総額は603千円であり、全てIP Geolocation事業におけるものであります。

第22期第3四半期累計期間（自 2020年7月1日 至 2021年3月31日）

当社は、顧客のニーズに基づいたインターネット関連アプリケーションの開発を行っており、また、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、当社独自の特許技術を含め、データベース及びアプリケーションの改善を続けております。

当社における研究開発活動は、技術開発部の業務の一環として行っており、その主体を担っております。

当第3四半期累計期間の研究開発費の総額は1,365千円であり、全てIP Geolocation事業におけるものであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第21期事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

当社では、「どこどこJP」を始めとした各サービスの機能の充実及び継続的な事業成長を支える組織基盤の強化を目的として計画的・継続的に設備投資を実施しております。

当事業年度における設備投資額は4,060千円であり、その内容は、IP Geolocation事業に供するサービスの機能追加開発として1,217千円、自社利用を目的としたソフトウェア開発として2,843千円であります。

当社では開発に必要なサーバーについては外部のクラウドサービスを利用しております。また、パソコン等の端末については陳腐化を防ぐために都度買い替えを行っておりますが、少額であり、費用処理をしております。自社で使用するソフトウェアの開発については内製及び一部外注により行っておりますが、当事業年度においては開発途中のソフトウェアでソフトウェア仮勘定に計上しているものを含めて10,879千円をソフトウェアとして計上しております。

第22期第3四半期累計期間（自 2020年7月1日 至 2021年3月31日）

当社では、「どこどこJP」を始めとした各サービスの機能の充実及び継続的な事業成長を支える組織基盤の強化を目的として計画的・継続的に設備投資を実施しております。

当第3四半期累計期間における設備投資額は779千円であり、その内容は、IP Geolocation事業に供するサービスの機能追加開発として250千円、三島本社オフィス縮小に伴う建物附属設備の取得として529千円であります。

なお、本社の縮小に伴い、将来使用見込みのない固定資産について2020年9月に除却を行い、固定資産除却損26千円を計上しております。また、那覇コンタクトセンターの移転に伴い、将来使用見込みのない固定資産について2020年12月に除却を行い、固定資産除却損207千円を計上しております。

当社では開発に必要なサーバーについては外部のクラウドサービスを利用しております。また、パソコン等の端末については陳腐化を防ぐために都度買い替えを行っておりますが、少額であり、費用処理をしております。

2【主要な設備の状況】

当社は、国内に営業部、技術開発部、管理部からなる本社の他、営業部の一部分として大阪営業所、福岡営業所、那覇コンタクトセンターを設けております。

主要な設備は、以下のとおりであります。

2020年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (静岡県三島市)	IP Geolocation事業 IPアドレス移転事業	内装工事・OA機器・ソフトウェア等	312	26	10,879	421	11,640	31(4)
那覇コンタクト センター (沖縄県那覇市)	IP Geolocation事業	内装工事・OA機器・ソフトウェア等	170	289	—	—	459	2(6)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 建物は、パーティション等の建物附属設備であります。

3. ソフトウェアは開発中のものをソフトウェア仮勘定として含んでおります。

上記のほか、主な賃借設備として、以下のものがあります。

2020年6月30日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容 (面積)	従業員数 (人)	年間賃借料 (千円)
本社 (静岡県三島市)	営業部・技術開発部・管理部	建物 (357.6㎡)	30 (4)	10,902
大阪営業所 (大阪市西区)	営業部大阪営業所	建物 (34.2㎡)	1 (-)	594
福岡営業所 (福岡市博多区)	営業部福岡営業所	建物 (8.9㎡)	1 (-)	261
那覇コンタクト センター (沖縄県那覇市)	営業部那覇コンタクトセンター	建物 (80.7㎡)	1 (6)	2,488

(注) 本社は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う全社員の在宅勤務の継続により賃借面積を縮小し、2020年11月に建物の面積が175.6㎡に変更になっております。また、那覇コンタクトセンターは同理由により2020年12月に現在地に移転し、建物の面積が7.7㎡に変更になっております。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2021年7月31日現在)

当社の設備投資については、景気予測、投資効率、当社業績への貢献度合い等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調 達方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (静岡県三島市)	IP Geolocation 事業	ソフトウェア	20,000	-	増資 資金	2021年 10月	2022年 6月	(注) 2.
本社 (静岡県三島市)	IP Geolocation 事業	ソフトウェア	10,000	-	増資 資金	2022年 4月	2022年 6月	(注) 2.
本社 (静岡県三島市)	IP Geolocation 事業	ソフトウェア	20,000	-	増資 資金	2022年 10月	2023年 6月	(注) 2.
本社 (静岡県三島市)	IP Geolocation 事業	ソフトウェア	10,000	-	増資 資金	2023年 1月	2023年 6月	(注) 2.

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,304,000
計	2,304,000

(注) 2020年9月9日開催の取締役会決議及び2020年11月2日開催の臨時株主総会決議により、株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は2,288,000株増加し、2,304,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	596,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	596,000	—	—

- (注) 1. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株を200株に分割しております。これにより発行済株式数は573,120株増加し、576,000株となっております。
2. 2020年11月2日開催の臨時株主総会決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 2021年3月15日に、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行数が20,000株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

決議年月日	2013年9月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 11(注)4.
新株予約権の数(個)※	54(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 54 [10,800] (注)1.3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	40,000[200] (注)2.3.
新株予約権の行使期間※	自 2015年10月1日 至 2022年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 40,000[200] 資本組入額 20,000[100] (注)3.
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位であることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。 新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ただし租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5.

※ 最近事業年度の末日(2020年6月30日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年7月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、また、新株予約権の行使の条件のうち「新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に行使することができる。」については2020年11月2日開催の臨時株主総会決議に基づき削除しております。その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員3名となっております。

5. 組織再編に際して定める契約書又は契約書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を継承する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書又は分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、若しくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当社は、未行使の新株予約権について無償で取得することができる。

決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4 当社従業員 4（注）4.
新株予約権の数（個）※	275[175]（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 275 [35,000]（注）1.3.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	40,000 [200]（注）2.3.
新株予約権の行使期間※	自 2018年10月1日 至 2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 40,000 [200] 資本組入額 20,000 [100]（注）3.
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位であることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権行使は認めない。 新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に、行使することができる。 新株予約権者は、権利行使時において当社が株式市場に上場した場合に、行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ただし租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5.

※ 最近事業年度の末日（2020年6月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、また、新株予約権の行使の条件のうち「新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に行使することができる。」については2020年11月2日開催の臨時株主総会決議に基づき削除しております。その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員3名となっております。
5. 組織再編に際して定める契約書又は契約書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - ① 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を継承する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 新株予約権の取得事由
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書又は分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、若しくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当社は、未行使の新株予約権について無償で取得することができる。

決議年月日	2017年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 9（注）4.
新株予約権の数（個）※	71（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 71 [14,200]（注）1.3.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	40,000 [200]（注）2.3.
新株予約権の行使期間※	自 2019年4月1日 至 2026年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 40,000 [200] 資本組入額 20,000 [100]（注）3.
新株予約権の行使の条件※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位であることを要する。 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権行使は認めない。 新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に、行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 ただし租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5.

※ 最近事業年度の末日（2020年6月30日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年7月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、また、新株予約権の行使の条件のうち「新株予約権は、行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上である場合に行使することができる。」については2020年11月2日開催の臨時株主総会決議に基づき削除しております。その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の前月末現在は200株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く）、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 2020年9月9日開催の取締役会決議により、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員4名となっております。

5. 組織再編に際して定める契約書又は契約書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を継承する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 新株予約権の取得事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書又は分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、若しくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - (2) 新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当社は、未行使の新株予約権について無償で取得することができる。

決議年月日	2021年4月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 6
新株予約権の数（個）※	290（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 29,000（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	525（注）2.
新株予約権の行使期間※	自 2023年5月1日 至 2031年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 525 資本組入額 263
新株予約権の行使の条件※	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位であることを要する。</p> <p>新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権行使は認めない。</p> <p>新株予約権の割当日以降、いずれかの日において、当社の時価総額（その時点における当社の普通株式が上場する証券取引所運営市場における当社の普通株式1株当たりの終値に、当社の発行済株式総数（当社が保有する自己株式を除く。）を乗じて算出する。）が金4億円を超過すること。</p> <p>新株予約権の割当日以降、当社の通年における一の事業年度にかかる経常利益が金35百万円を超過し、その計算書類が当社の定時株主総会で承認されること。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）3.

※ 新株予約権の発行時（2021年5月21日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年7月31日）において、これらの事項に変更はありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日の前月末現在は100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

又、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整するが、1円未満の端数が生じた場合においては当該1円未満の数値の切上げ等調整は原則として行わない。ただし、当社取締役会決議により当該調整を行うべき正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{払込金額}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1. に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2. で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
2023年5月1日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、2031年4月30日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記の定めに従い増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由
 - (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は取締役の過半数の一致により承認された場合）は、当社は無償でその時点において新株予約権者の保有する新株予約権の全部を取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前記⑥に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、又は新株予約権者が保有する新株予約権を放棄もしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償でその時点において新株予約権者の保有する新株予約権の全部を取得することができる。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年6月30日 (注)1.	300	2,880	6,000	100,750	6,000	90,750
2017年6月27日 (注)2.	—	2,880	△750	100,000	750	91,500
2020年10月6日 (注)3.	573,120	576,000	—	100,000	—	91,500
2021年3月15日 (注)4.	20,000	596,000	2,000	102,000	2,000	93,500

(注)1. 有償第三者割当

割当先 山本敬介150株、遠藤寿彦50株、松村賢三50株、岩崎啓50株。

計 300株

発行価格 40,000円

資本組入額 20,000円

2. 2017年5月24日開催の臨時株主総会決議により、資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること等を目的として、会社法第447条1項に基づき、資本金の額を減少し、その全額を資本準備金に振替えております。(減資割合0.7%)

3. 株式分割(1:200)によるものです。

4. 新株予約権の権利行使による増加であります。

(4)【所有者別状況】

2021年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	5	—	—	27	32	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	2,710	—	—	3,249	5,959	100
所有株式数の割 合(%)	—	—	—	45.5	—	—	54.5	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 595,900	5,959	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	100	—	—
発行済株式総数	596,000	—	—
総株主の議決権	—	5,959	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しておりますが、本書提出日現在は成長過程にあると考えており、経営環境の変化に対応するために財務体質を強化し、事業拡大の為の内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。このことから過去において当事業年度を含めて配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主への利益還元を検討していく基本的な方針であります。本書提出日現在において配当実施の可能性及び、その実施時期等については未定であります。内部留保資金の用途につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

なお、剰余金の配当については期末配当の年1回を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また当社は、「取締役会の決議により毎年12月31日を基準日として、中間配当をすることができる」旨を定款に定めており、中間配当の決定機関は取締役会となっております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性及び客観性を高めるとともに、法令・社会規範・倫理を遵守した健全経営を確立・維持しながら企業価値の最大化を図ることが、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を確保し、永続的に繁栄する企業に発展していくうえで、極めて重要であると考えております。

そのために当社では、取締役会の充実、監査役会機能の一層の強化を進め、コーポレート・ガバナンスの重要性を経営陣のみならず、全従業員が認識し、実践することに努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

(取締役会)

毎月1回開催される定例取締役会では、法令及び定款に定められた事項、経営に関する重要な事項の審議及び決定や各事業の進捗状況及び業務執行状況を検討、確認しております。また、重要な議案が生じたときに必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。

(監査役会)

当社は、監査役会設置会社であり、毎月1回定期的に、必要があれば臨時で監査役会を開催しております。また、各監査役は常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、必要に応じて意見の陳述を行うとともに、取締役の職務遂行に対し厳正なる監査を行っております。

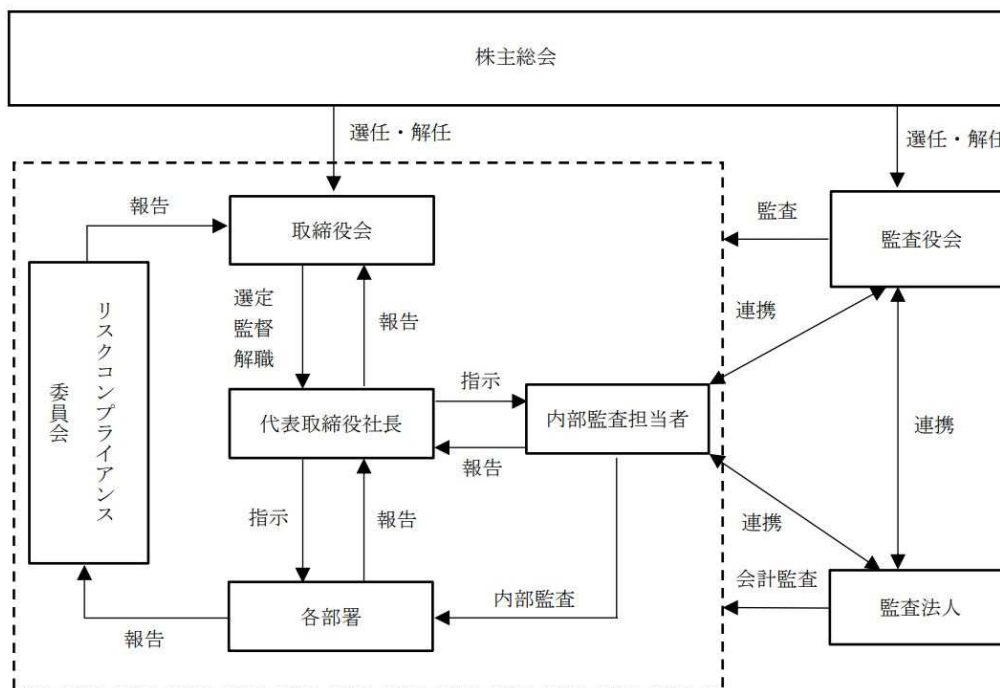
(内部監査)

当社には内部監査を行う独立の部署はありませんが、代表取締役社長が営業部から1名、管理部から2名を内部監査担当者として任命しております。内部監査担当者は自らが属しない部署の業務監査を実施し、相互に牽制する体制を整えております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役会及び監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(リスクコンプライアンス委員会)

当社は、コンプライアンス規程に基づきリスクコンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、四半期ごとの定期的なモニタリングを行い、コンプライアンス体制の整備及び見直しを行っております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制を図式化すると次のとおりとなります：



b. 企業統治の体制を採用する理由

当社では、取締役5名中1名を社外取締役、監査役3名中3名を社外監査役とし、社外取締役・社外監査役はいずれも経営の専門家、税理士、公認会計士、弁護士といった人物を招聘することで、経営の合理化と効率化、法令遵守、少数株主の保護、取締役会での高度な議論・提言による活性化を図っております。また、社内の重要会議の充実、監査役会・内部監査・監査法人の連携確保を実現すべく、現在の体制を選択しているものであります。

c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、次のとおり定めております。

- 1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役及び従業員の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、役職員に周知徹底させる。
 - (ii) リスクコンプライアンス委員会を設置し、当社全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。
 - (iii) 役職員の職務の執行の適正性を確保するため、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき適法性ならびに有効性及び効率性の観点から内部監査を実施する。
- 2) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書その他の重要な情報については「取締役会規程」、「文書管理規程」及び「稟議規程」に従い、文書又は電子文書に記録し、定められた期間適切に保存及び管理を行う。
 - (ii) 取締役、監査役その他関係者は、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) リスクコンプライアンス委員会を設置し、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い、体制の整備及び見直しを行う。
 - (ii) リスク管理を円滑にするために、「リスク管理規程」を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見及び未然防止を図り、緊急事態発生時の対応を定める。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役の職務の執行を効率的に行うために、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (ii) 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築する。
- 5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項
 - (i) 監査役が監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、人員を設置する。
 - (ii) 当該従業員の選任、解任、異動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。
 - (iii) 当該従業員は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行し、取締役の指揮命令を受けない。
 - (iv) 当該従業員は、他部署の従業員を兼務する場合は、監査役に関する職務を優先する。
- 6) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (i) 取締役及び従業員は、重大な法令・定款違反、不正行為及び会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
 - (ii) 「内部通報規程」を定め、監査役へ報告を行った取締役及び従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
 - (iii) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求め、必要な書類の閲覧を行うことができる。

- 7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (i) 監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - (ii) 監査役が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- 8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を開いて意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - (ii) 監査役は、取締役、内部監査担当者及び監査法人と意見交換を行い、連携を保ちながら調査及び報告を求める。
- 9) 反社会的勢力排除のための体制
 - (i) 反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。
 - (ii) 反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応する。
 - (iii) 「反社会的勢力対策規程」を定め、役職員の平素からの対応及び事案発生時の組織対応を明文化し、役職員に周知徹底して反社会的勢力に関する意識の浸透を図る。

③リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

代表取締役社長を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1回開催し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関して協議を行い、具体的な対応を検討しております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

④子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社に子会社は存在せず、該当事項はありません。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社は、職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を一部の取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意で重大な過失がないときに限られます。

本書提出日現在、当社は社外取締役高橋邦美及び社外監査役茂田井純一ならびに社外監査役小川基幸との間で責任限定契約を締結しております。

⑥取締役及び監査役の員数

当社の取締役は12名以内、監査役は4名以内とする旨を定款に定めております。

⑦取締役及び監査役の選任決議

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待された役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる特別決議要件は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑩中間配当に関する事項

当社は、株主への利益還元を機動的に行うことを可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑪自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性8名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	山本 敬介	1974年2月12日生	1992年4月 陸上自衛隊入隊 1996年3月 同隊任期満了 1996年4月 有限会社クリエイト(現 静岡インターネット株式会社)入社 2000年2月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 2016年12月 株式会社エレファント代表取締役就任(現任) 2019年6月 NPO法人ふじのくに情報ネットワーク機構理事就任(現任)	(注)3	228,800
取締役 営業部長	遠藤 寿彦	1962年2月17日生	1996年9月 静岡インターネット株式会社取締役就任 2000年2月 当社取締役就任 2018年4月 取締役営業部長 2019年7月 取締役事業開発部長 2021年1月 取締役営業部長(現任)	(注)3	12,000
取締役 管理部長	福井 隆一	1965年1月17日生	1989年4月 日本アセアン投資株式会社(現 日本アジア投資株式会社)入社 1997年3月 日本ベンチャーキャピタル株式会社入社 1998年9月 日本アジア投資株式会社入社 2004年11月 ドイツテレコム株式会社入社 2010年12月 株式会社リアル・フリース(現 amadana株式会社) 取締役CFO就任 2015年2月 株式会社シグリード入社 2015年7月 株式会社サンケイビルウェルケア入社 2016年10月 当社取締役就任 管理部長(現任)	(注)3	10,000
取締役 技術開発部長	但野 正行	1963年4月20日生	1988年4月 東電ソフトウェア株式会社(現 株式会社テブシステムズ)入社 1989年4月 学校法人駿河台学園駿台電子専門学校(現 学校法人駿河台学園駿台電子情報&ビジネス専門学校)講師 1996年4月 山梨学院大学経営情報学部経営情報学科非常勤講師 1998年4月 株式会社スナッピー・コミュニケーションズ取締役就任 2009年9月 株式会社アイティフォー入社 2015年10月 株式会社鎌倉新書入社 2016年10月 株式会社夢真ホールディングス入社 株式会社夢エデュケーション取締役就任 2018年1月 当社入社 事業部部長 2018年4月 技術開発部長 2018年10月 取締役就任 技術開発部長(現任)	(注)3	-
取締役	高橋 邦美	1948年6月1日生	1974年4月 日本信販株式会社(現 三菱UFJニコス株式会社)入社 1992年1月 株式会社三貴入社 1994年4月 日本建設株式会社入社 1996年1月 株式会社日商インターライフ入社 1996年5月 同社取締役社長室長就任 1998年5月 同社常務取締役営業本部長兼社長室長就任 1999年6月 日栄インテック株式会社取締役就任 2001年3月 株式会社エヌ・アイ・エス設立 代表取締役 就任(現任) 2007年5月 株式会社エフエルシー監査役就任(現任) 2014年4月 株式会社プレミアムウォーターホールディングス監査役就任(現任) 2016年4月 当社取締役就任(現任) 2018年11月 小田原紙器工業株式会社取締役就任(現任)	(注)3	2,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	吉原 明雄	1961年10月12日生	1983年4月 有限会社武藤産業入社 1985年8月 ダイヤオフィスシステム株式会社入社 1990年4月 千代田情報機器株式会社(現 株式会社アイティフォー)入社 2011年2月 税理士登録 2012年11月 株式会社白鳩監査役就任 2014年9月 株式会社アイ・シー・アール監査役就任 2016年4月 当社監査役就任(現任)	(注)4	2,000
監査役	茂田井 純一	1974年3月19日生	1996年4月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 1998年4月 公認会計士登録 2005年9月 クリフィックス税理士法人入所 2006年3月 税理士登録 2006年6月 株式会社スタートトゥデイ(現 株式会社ZOZO)監査役就任(現任) 2008年12月 株式会社アカウンティング・アシスト設立 代表取締役就任(現任) 2009年9月 株式会社ECナビ(現 株式会社CARTA HOLDINGS)監査役就任(現任) 2015年3月 株式会社ビジョン監査役就任(現任) 2016年4月 当社監査役就任(現任) 2017年3月 Find Japan株式会社監査役就任(現任) 2017年12月 株式会社音楽館監査役就任(現任) 2018年9月 フィーチャ株式会社取締役就任(現任) 2018年11月 株式会社スポカレ監査役就任(現任) 2020年3月 株式会社レックスアドバイザーズ監査役就任(現任) 2020年6月 株式会社JUNTENBIO監査役就任(現任) 2021年1月 MIRAI-LABO株式会社取締役監査等委員(現任)	(注)4	2,000
監査役	小川 基幸	1964年8月21日生	1988年4月 住友商事株式会社入社 2002年12月 弁護士登録 影山法律特許事務所入所 2011年12月 小川基幸法律事務所開設 代表就任(現任) 2020年9月 当社監査役就任(現任)	(注)4	—
計					256,800

(注) 1. 取締役 高橋邦美は、社外取締役であります。

2. 監査役 吉原明雄及び茂田井純一ならびに小川基幸は、社外監査役であります。

3. 2020年11月2日開催の臨時株主総会の終結の時から2022年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 2020年11月2日開催の臨時株主総会の終結の時から2024年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

②社外役員の状況

当社では、当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを社外役員の独立性の基準としております。また、社外役員の選任につきましては、会社法上の要件に加え、証券取引所の独立役員の規定を参考にしております。

本書提出日現在において、当社は社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しております。

吉原明雄は、税理士として財務及び会計に精通しており、その経験と知見から、当社の社外監査役として適任と判断し選任しております。同氏は、当社株式を2,000株保有しておりますが、資金的関係は軽微であり、その他、当社との間で人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

高橋邦美は、他社役員としての経験を通じ経営に対する見識が高く、当社業務執行全般にわたり助言をいただけるものと判断し選任をしております。同氏は、当社株式を2,000株保有しておりますが、資金的関係は軽微であり、その他、当社との間で人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

茂田井純一は、公認会計士として、また、数多くのベンチャー企業や上場企業の監査役を務めており、その経験と知見から、当社の社外監査役として適任と判断し選任しております。同氏は、当社株式を2,000株保有しておりますが、資金的関係は軽微であり、その他、当社との間で人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

小川基幸は、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令遵守の精神を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任をしております。なお、当社との間で人的関係、資金的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。同氏は、本書提出日現在、当社株式は保有しておりません。

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外役員の選任に際しては、独立性について当社としての具体的な基準は定めておりませんが、客観的及び中立的な経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮したうえで、一般株主と利益相反の生じる恐れのない者を選任しております。

社外取締役高橋邦美、社外監査役吉原明雄及び社外監査役茂田井純一は、それぞれ当社株式2,000株を所有する株主ですが、これら3名の社外役員と当社との関係について、当該持株以外の資金的関係、人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外監査役小川基幸と当社との関係について、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

当社の社外取締役及び社外監査役は全員、常勤役員で構成し原則毎週1回開催される常勤役員会（幹部会*）の議事録を当該会議開催後速やかに閲覧しており、適宜質問や詳細な説明を求め、議事内容に意見を具申することで、常勤役員の会社経営を監督しております。

当社監査役会は全員が社外監査役であり、監査役会は監査法人より監査計画、職務遂行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

監査役会は、内部監査担当者より、職務遂行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

また、監査役会は、定期的に監査法人及び内部監査担当者を招聘して三様監査連絡会を開催しており、それぞれの監査計画と職務の遂行状況及びその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施して連携を図っており、内部統制部門との関係については、内部監査担当者より期中において内部統制の進捗が監査役会へ報告されるとともに、内部統制に関する質疑応答・助言を監査役会において適宜行い、連携強化に努めております。

*（注）常勤役員会（幹部会）は、常勤役員のスケジュール確認や各部署で起こったイベントや商談について情報を相互に開示する目的で開催される打ち合わせであり、取締役会とは異なり、それ自体が決裁機能を有する会議体ではありません。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名から成る監査役会を組織しております。なお、常勤監査役吉原明雄は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役茂田井純一は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。さらに、監査役小川基幸は、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。

監査にあたっては、議事録、稟議書等の書類の査閲を行うとともに、関係者へのヒアリング、適宜会計監査への立会い、取締役会への出席を行っております。また、期末監査終了後は、監査法人との意見交換を行い、監査報告書を作成して代表取締役社長に提出し、定時株主総会の席上で監査報告を行います。

当事業年度において当社は監査役会を16回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
社外監査役（常勤）	吉原 明雄	全16回中16回（100%）
社外監査役	茂田井 純一	全16回中16回（100%）
社外監査役	小川 基幸	全12回中12回（100%）

監査役会における主な検討事項として、監査方針、監査計画の策定、監査法人の評価や報酬等の同意、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備・運用状況、取締役の職務執行の法令及び定款への遵守状況等について検討を行っております。

監査役監査の手順としては、以下の順序に基づき行われます。

(1) 監査活動計画の立案

- ・前事業年度の監査実績及び繰り越し案件等を勘案して、常勤監査役が監査活動計画案を策定します。
- ・定時株主総会終了後に開催する監査役会で監査活動計画案について協議・修正・承認し、監査活動計画が確定します。

(2) 監査の実施

- ・監査活動計画に沿って、監査実施の3日前までに被監査部署等に文書又は口頭で予告し、監査を実施します。
- ・目的によっては予告せずに監査に着手する場合があります。

(3) 報告等

- ・監査結果について、定例監査役会において報告し、協議します。
- ・取締役に対して早急に勧告あるいは指摘が必要と認められる事実については遅滞なく改善等を行って、是正、改善を求めます。

② 内部監査の状況

当社の内部監査業務は、当社における業務の遂行状況を、公正かつ客観的な立場で合法性と合理性の観点から検討、評価し、内部統制の有効性を高めていくことを基本方針としております。

当社における内部監査は、当社従業員が少ないため、内部監査専任部署は設けずに、営業部主任1名及び管理部課長1名ならびに管理部担当者1名の計3名が兼務しております。

内部監査の手続としては、以下の順序に基づき行われます。

(1) 監査計画の立案

- ・内部監査担当者が、毎事業年度期初に当該事業年度の年度監査計画書を作成し、代表取締役社長の承認を得ます。

(2) 内部監査の実施

- ・内部監査担当者より、被監査部門の責任者に対して監査実施予定日の5営業日前までに監査内容について書面で通知します。

(3) 監査報告書の作成・提出

- ・監査終了後、内部監査担当者は内部監査報告書を作成して代表取締役社長に提出します。
- ・内部監査担当者は、被監査部門の責任者に業務改善通知書を提出します。

(4) 改善等の実施

・被監査部門の責任者が、業務改善通知書の記載内容に則り、業務改善計画書を作成して内部監査担当者を経て代表取締役社長に提出します。

・内部監査担当者が、被監査部門の業務改善状況をチェックします。

内部監査の方法は、質問、書面監査もしくは実地監査、又はこれらの併用により行われます。

内部監査担当者は、適宜、監査役と相互の連携のもと情報交換を行っており、内部監査担当者・監査役・監査法人による三様監査についても適宜実施し、内部監査の実施方法や監査内容について助言を求め、必要な場合には監査内容等の変更を行っております。

当社では、内部監査担当者であります3名全員が内部統制の担当者となっております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

3年

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

嶋原 泰貴

嶋田 聖

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人を選定する際には、当該法人の監査実績、監査体制、独立性及び専門性、ならびに監査報酬の妥当性を総合的に勘案した上で選定する方針としております。

当社が有限責任監査法人トーマツを選定した理由は、前述の事項を審議した結果、監査法人として独立性及び専門性を有しており、当社の監査品質の確保が可能であると判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対する評価を行っております。評価については、直近の監査チームの体制、監査計画の妥当性、監査結果等を総合的に勘案し、評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
11,000	—	11,400	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイト トーマツグループ）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
—	2,120	—	2,220

当社における非監査業務の内容は、デロイトトーマツ税理士法人に対する税務相談及び税務関連の各種報告書作成相談となっております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人からの見積提案をもとに、当社の事業規模及び業務の特性、監査日数及び監査従事者の構成等を総合的に勘案して検討し、決定しております。

e. 監査役会が監査法人の報酬等に同意した理由

当社は、最近事業年度の末日において会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社ではないため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員規程」により定めております。具体的には、取締役と監査役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員報酬を含めた年間の役員報酬等は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、役員報酬限度額（年額）は、取締役は2018年9月28日開催の定時株主総会で250,000千円（決議時点の取締役の員数5名）、監査役は2018年9月28日開催の定時株主総会で80,000千円（決議時点の監査役の員数3名）と決議しております。

取締役の報酬等は、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案し、2020年9月25日開催の取締役会の授権決定を受け代表取締役社長が決定しております。

また、監査役の報酬等は常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して監査役会にて決定しております。

2020年6月期における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のようにしております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	49,800	49,800	—	—	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外取締役	2,400	2,400	—	—	1
社外監査役	12,000	12,000	—	—	3

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2018年7月1日から2019年6月30日まで）及び当事業年度（2019年7月1日から2020年6月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年7月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応ができるよう体制整備に努めているほか、会計専門誌の定期購読及び監査法人等主催の各種セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	172,037	221,122
売掛金	39,016	39,529
仕掛品	716	994
貯蔵品	319	53
前払費用	17,938	14,829
その他	2,794	790
貸倒引当金	△3	△140
流動資産合計	232,818	277,179
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	631	482
工具、器具及び備品（純額）	496	316
有形固定資産合計	※ 1,127	※ 798
無形固定資産		
ソフトウェア	10,258	10,879
その他	1,165	421
無形固定資産合計	11,423	11,301
投資その他の資産		
敷金	3,591	2,457
長期前払費用	3,808	485
繰延税金資産	5,135	6,377
投資その他の資産合計	12,535	9,320
固定資産合計	25,086	21,420
資産合計	257,905	298,600

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,467	1,849
1年内償還予定の社債	7,000	7,000
1年内返済予定の長期借入金	4,008	4,008
未払金	16,318	10,064
未払法人税等	736	8,762
未払費用	25,291	28,134
前受金	30,559	39,388
その他	4,819	15,704
流動負債合計	91,200	114,911
固定負債		
社債	29,000	22,000
長期借入金	17,308	13,300
その他	4,665	9,926
固定負債合計	50,973	45,226
負債合計	142,173	160,138
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	91,500	91,500
資本剰余金合計	91,500	91,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	1,752	1,401
繰越利益剰余金	△77,520	△54,439
利益剰余金合計	△75,768	△53,037
株主資本合計	115,731	138,462
純資産合計	115,731	138,462
負債純資産合計	257,905	298,600

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2021年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	252,067
売掛金	113,130
仕掛品	1,704
貯蔵品	46
その他	21,747
貸倒引当金	△100
流動資産合計	388,595
固定資産	
有形固定資産（純額）	919
無形固定資産	9,870
投資その他の資産	10,134
固定資産合計	20,924
資産合計	409,520
負債の部	
流動負債	
買掛金	2,436
1年内償還予定の社債	7,000
1年内返済予定の長期借入金	4,008
未払法人税等	27,232
前受金	43,488
賞与引当金	6,296
その他	84,855
流動負債合計	175,317
固定負債	
社債	18,500
長期借入金	10,294
その他	8,979
固定負債合計	37,773
負債合計	213,091
純資産の部	
株主資本	
資本金	102,000
資本剰余金	93,500
利益剰余金	928
株主資本合計	196,428
純資産合計	196,428
負債純資産合計	409,520

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
売上高	459,375	475,145
売上原価	133,445	156,979
売上総利益	325,930	318,165
販売費及び一般管理費		
役員報酬	61,200	64,200
給料及び手当	77,897	86,798
退職給付費用	1,247	1,375
支払報酬	31,845	26,213
減価償却費	1,339	3,484
貸倒引当金繰入額	△24	136
その他	135,319	103,785
販売費及び一般管理費合計	※ 308,824	※ 285,992
営業利益	17,105	32,172
営業外収益		
受取利息	3	3
助成金収入	1,724	201
講演謝金	92	127
その他	51	37
営業外収益合計	1,872	370
営業外費用		
支払利息	387	323
支払手数料	294	243
解決金	—	420
固定資産除却損	205	—
営業外費用合計	887	986
経常利益	18,090	31,556
税引前当期純利益	18,090	31,556
法人税、住民税及び事業税	2,083	10,067
法人税等調整額	△5,135	△1,242
法人税等合計	△3,051	8,825
当期純利益	21,142	22,730

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)		当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※1	30,565	22.3	40,683	25.5
II 労務費		58,510	42.7	70,268	44.0
III 経費		47,918	35.0	48,591	30.5
当期総製造費用		136,994	100.0	159,543	100.0
期首仕掛品たな卸高		—		716	
期末仕掛品たな卸高		716		994	
他勘定振替高	※2	2,832		2,284	
売上原価		133,445		156,979	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
データセンター費 (千円)	30,318	30,851
支払手数料 (千円)	1,556	481
外注費 (千円)	7,420	8,855

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
広告費 (千円)	647	1
人件費 (千円)	1,771	2,225
販売促進費 (千円)	412	57
合計 (千円)	2,832	2,284

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
売上高	453,325
売上原価	145,411
売上総利益	307,913
販売費及び一般管理費	227,179
営業利益	80,734
営業外収益	
受取利息	2
助成金収入	1,007
資産除去債務履行差額	504
その他	223
営業外収益合計	1,737
営業外費用	
支払利息	196
原状回復費用	1,874
その他	383
営業外費用合計	2,453
経常利益	80,018
税引前四半期純利益	80,018
法人税、住民税及び事業税	28,319
法人税等調整額	△2,267
法人税等合計	26,052
四半期純利益	53,966

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	91,500	91,500	—	△96,911	△96,911	94,588	94,588
当期変動額								
特別償却準備金の積立	—	—	—	1,752	△1,752	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	21,142	21,142	21,142	21,142
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	1,752	19,390	21,142	21,142	21,142
当期末残高	100,000	91,500	91,500	1,752	△77,520	△75,768	115,731	115,731

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	100,000	91,500	91,500	1,752	△77,520	△75,768	115,731	115,731
当期変動額								
特別償却準備金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△350	350	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	22,730	22,730	22,730	22,730
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△350	23,081	22,730	22,730	22,730
当期末残高	100,000	91,500	91,500	1,401	△54,439	△53,037	138,462	138,462

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	18,090	31,556
減価償却費	2,349	4,760
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△24	136
受取利息	△3	△3
支払利息	387	323
解決金	—	420
固定資産除却損	205	—
助成金収入	△1,724	△201
講演謝金	△92	△127
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,817	△512
前払費用の増減額 (△は増加)	1,377	6,431
仕入債務の増減額 (△は減少)	△402	△617
未払金の増減額 (△は減少)	△12,332	△6,253
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△9,804	10,507
前受金の増減額 (△は減少)	4,681	14,089
その他	1,429	5,211
小計	319	65,719
利息の受取額	1	1
助成金の受取額	1,724	201
講演謝金の受取額	92	127
利息の支払額	△387	△323
解決金の支払額	—	△420
法人税等の支払額	△7,899	△2,041
営業活動によるキャッシュ・フロー	△6,149	63,265
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△929	—
無形固定資産の取得による支出	△3,751	△3,372
敷金の差入による支出	△1,580	△138
敷金の回収による収入	225	335
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,035	△3,175
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△4,008	△4,008
社債の償還による支出	△7,000	△7,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,008	△11,008
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△23,192	49,082
現金及び現金同等物の期首残高	170,218	147,026
現金及び現金同等物の期末残高	※ 147,026	※ 196,108

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年～6年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (2～5年) に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	15年
工具、器具及び備品	5年～6年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (2～5年) に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 収益認識基準に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 収益認識基準に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改定され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

3. 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年6月期の年度末より適用予定であります。

4. 会計上の見積りの開示に関する会計基準

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年6月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき2019年7月1日に開始する事業年度(以下「翌事業年度」という。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(損益計算書)

当事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「講演謝金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、翌事業年度から独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた144千円は、「講演謝金」92千円、「その他」51千円として組み替えております。

当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「講演謝金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度から独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた144千円は、「講演謝金」92千円、「その他」51千円として組み替えております。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

現在の新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、ヒトやモノの動きが鈍化しており、多くの企業で業績悪化が生じている様子であり、インターネット広告の利用頻度の低下や当該感染症の影響を被る顧客企業の当社サービスの利用量が減少しており、当社の業績にも影響が及んでおります。当該事象は、税効果会計等の会計上の見積りの前提となる仮定を含め、翌期以降の当社の財政状態及び経営状態に影響を及ぼすことが想定されます。

2020年11月9日公表の発行者情報では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は2021年6月期上半期末(2020年12月)まで継続し、2021年6月期下半期(2021年1月から2021年6月まで)から緩やかに改善していくものと想定しておりましたが、本書提出日現在、未だ同感染症の収束時期の見通しについて不透明な状況が続いており、2021年1月以降も一部サービスで売上が減少する等、その影響は当事業年度の下期及びその後も一定期間続くものと想定しております。その一方で、2021年6月期は当初の想定を超える売上の増加が見込めるサービスもあるため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は会計上の見積りにおいては軽微であると認識しております。

(貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年6月30日)	当事業年度 (2020年6月30日)
減価償却累計額	9,319千円	9,648千円

(損益計算書関係)

※ 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
	0千円	603千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,880	—	—	2,880
合計	2,880	—	—	2,880

(注) 自己株式に関する事項はありません。

当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	2,880	—	—	2,880
合計	2,880	—	—	2,880

(注) 自己株式に関する事項はありません。

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
現金及び預金勘定	172,037千円	221,122千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△25,011	△25,013
現金及び現金同等物	147,026	196,108

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金及び借入ならびに社債で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。

借入金及び社債は、主に営業活動に必要な資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、借入金及び社債は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

② 流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次ベースで資金繰状況を管理するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、変動金利である借入金及び社債について、定期的に金利の動向を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	172,037	172,037	—
(2) 売掛金	39,016		
貸倒引当金(*1)	△3		
	39,012	39,012	—
資産計	211,050	211,050	—
(1) 前受金	30,559	30,559	—
(2) 未払金	16,318	16,318	—
(3) 長期借入金(*2)	21,316	21,258	△57
(4) 社債(*3)	36,000	36,077	77
負債計	104,193	104,213	20

(*1) 売掛金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期借入金には、1年以内返済予定分を含めております。

(*3) 社債には、1年以内償還予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 前受金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む）、(4) 社債（1年以内償還予定の社債含む）

長期借入金及び社債については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	172,037	—	—	—
売掛金	39,016	—	—	—
合計	211,054	—	—	—

3. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	7,000	7,000	7,000	7,000	8,000	—
長期借入金	4,008	4,008	4,008	4,008	4,008	1,276
合計	11,008	11,008	11,008	11,008	12,008	1,276

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金及び借入ならびに社債で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、厳しい経済環境等により契約に従った債務履行がなされない可能性があります。

前受金は、営業上の取引による前受であり、将来売上として見込まれるものであります。

借入金及び社債は、主に営業活動に必要な資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、借入金及び社債は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、顧客管理システムにより残高及び期日を管理するとともに、回収遅延債権については、担当部署により個別に把握及び対応を行う体制としております。

② 流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次ベースで資金繰状況を管理するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、変動金利である借入金及び社債について、定期的に金利の動向を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	221,122	221,122	—
(2) 売掛金	39,529		
貸倒引当金(*1)	△140		
	39,389	39,389	—
資産計	260,511	260,511	—
(1) 前受金	39,388	39,388	—
(2) 未払金	10,064	10,064	—
(3) 長期借入金(*2)	17,308	17,195	△112
(4) 社債(*3)	29,000	28,973	△26
負債計	95,761	95,622	△139

(*1) 売掛金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期借入金には、1年以内返済予定分を含めております。

(*3) 社債には、1年以内償還予定分を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 前受金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む）、(4) 社債（1年以内償還予定の社債含む）

長期借入金及び社債については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	221,122	—	—	—
売掛金	39,529	—	—	—
合計	260,651	—	—	—

3. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	7,000	7,000	7,000	8,000	—	—
長期借入金	4,008	4,008	4,008	4,008	1,276	—
合計	11,008	11,008	11,008	12,008	1,276	—

(退職給付関係)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の当事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)の確定拠出制度への要拠出額は1,987千円であります。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)の確定拠出制度への要拠出額は2,285千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、 従業員11名	取締役4名、 従業員4名	取締役1名、 従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株	普通株式 500株	普通株式 100株
付与日	2013年9月30日	2016年6月30日	2017年3月31日
権利確定条件	①権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。 ②行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上であること。	①権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。 ②行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上であること。	①権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。 ②行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上であること。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年10月1日 至 2022年9月30日	自 2018年10月1日 至 2025年9月30日	自 2019年4月1日 至 2026年3月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	57	300	81
付与	—	—	—
失効	3	25	10
権利確定	—	—	—
未確定残	54	275	71
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	40,000	40,000	40,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産価額方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの本源的価値の合計額 73千円

(2) 権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、 従業員11名	取締役4名、 従業員4名	取締役1名、 従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 100株	普通株式 500株	普通株式 100株
付与日	2013年9月30日	2016年6月30日	2017年3月31日
権利確定条件	①権利行使時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。 ②行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上であること。	①権利行使時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。 ②行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上であること。	①権利行使時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること。 ②行使の日の属する事業年度の直前の事業年度における当社の繰越利益剰余金の金額が0円以上であること。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年10月1日 至 2022年9月30日	自 2018年10月1日 至 2025年9月30日	自 2019年4月1日 至 2026年3月30日

（注） 株式数に換算して記載しております。なお、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株とする株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2020年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	54	275	71
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	54	275	71
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	40,000	40,000	40,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の権利行使価格を記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産価額方式に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの本源的価値の合計額 3,231千円

(2) 権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年6月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税・事業所税	100千円
賞与引当金	3,075
賞与引当金に係る法定福利費	440
減価償却超過額	4,668
敷金償却否認額	741
一括償却資産損金算入限度超過額	272
繰延税金資産小計	9,300
評価性引当額 (注)	△3,267
繰延税金資産計	6,033
繰延税金負債	
特別償却準備金	△897
繰延税金負債計	△897
繰延税金資産の純額	5,135

(注) 評価性引当額の主な減少要因は、当社の繰延税金資産の回収可能性を判断する際の企業分類を変更したことによるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2019年6月30日)
法定実効税率	33.9%
(調整)	
評価性引当額の増減	△47.6
住民税均等割額	3.1
軽減税率適用による影響	△2.7
その他	△3.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△16.9

当事業年度（2020年6月30日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年6月30日)
繰延税金資産	
未払事業税・事業所税	717千円
賞与引当金	3,621
賞与引当金に係る法定福利費	517
減価償却超過額	2,510
敷金消却否認額	1,059
一括償却資産損金算入限度超過額	379
繰延税金資産小計	8,806
評価性引当額	△1,710
繰延税金資産計	7,095
繰延税金負債	
特別償却準備金	△718
繰延税金負債計	△718
繰延税金資産の純額	6,377

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年6月30日)
法定実効税率	33.9%
(調整)	
評価性引当額の増減	△4.9
住民税均等割額	4.4
軽減税率適用による影響	△2.1
その他	△3.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.0

(持分法損益等)

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

当社は、事務所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、本社の使用見込期間は原状回復対象資産の耐用年数である15年を、那覇コンタクトセンターの使用見込期間は、不動産賃貸契約期間である5年を用いております。また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は、三島本社が156千円、那覇コンタクトセンターが186千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は三島本社が2,002千円、那覇コンタクトセンターが186千円であります。

当事業年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当社は、事務所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸契約に関する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、本社の使用見込期間は原状回復対象資産の耐用年数である15年を、那覇コンタクトセンターの使用見込期間は、不動産賃貸契約期間である5年を用いております。また、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額のうち、当事業年度の負担に属する金額は、三島本社が156千円、那覇コンタクトセンターが781千円であり、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は三島本社が2,158千円、那覇コンタクトセンターが967千円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能なものであり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、IP Geolocation事業とIPアドレス移転事業の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、セグメント間の内部取引は発生しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	財務諸表計上額
	IP Geolocation 事業	IPアドレス移転 事業	計		
売上高					
外部顧客への 売上高	442,653	16,721	459,375	—	459,375
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	442,653	16,721	459,375	—	459,375
セグメント利益	5,341	11,764	17,105	—	17,105
セグメント資産	71,734	—	71,734	186,170	257,905
その他の項目					
減価償却費	1,680	—	1,680	668	2,349
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	11,207	—	11,207	929	12,136

(注) セグメント資産における調整額は、全て全社資産によるものであります。なお、全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能なものであり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、IP Geolocation事業とIPアドレス移転事業の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、セグメント間の内部取引は発生しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	財務諸表計上額
	IP Geolocation 事業	IPアドレス移転 事業	計		
売上高					
外部顧客への 売上高	459,809	15,336	475,145	—	475,145
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	459,809	15,336	475,145	—	475,145
セグメント利益	20,759	11,412	32,172	—	32,172
セグメント資産	64,186	—	64,186	234,413	298,600
その他の項目					
減価償却費	2,989	—	2,989	1,771	4,760
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	1,217	—	1,217	2,843	4,060

(注) セグメント資産における調整額は、全て全社資産によるものであります。なお、全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

【関連情報】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度（自 2018年7月1日 至 2019年6月30日）

	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり純資産額	200.92円
1株当たり当期純利益	36.71円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)
当期純利益（千円）	21,142
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	21,142
普通株式の期中平均株式数（株）	576,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数400個) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり純資産額	240.39円
1株当たり当期純利益	39.46円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)
当期純利益（千円）	22,730
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	22,730
普通株式の期中平均株式数（株）	576,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類 (新株予約権の数400個) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 2018年7月1日 至 2019年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2020年9月9日開催の取締役会決議に基づき、2020年10月6日をもって株式分割を行っております。また、2020年11月2日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年11月2日をもって定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上を目的として株式分割をするとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2020年10月5日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき200株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,880株
今回の分割により増加する株式数	573,120株
株式分割後の発行済株式総数	576,000株
株式分割後の発行可能株式総数	2,304,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2020年10月6日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(株式の上場)

当社株式は、2020年12月11日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場いたしました。本上場に伴う公募及び新株式の発行はございません。

(新株予約権の行使による増資)

当社が2016年6月30日に発行いたしました第3回新株予約権の一部について、2021年3月15日付で権利行使が行われました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりです。

(1) 発行した株式の種類及び株式数	普通株式 20,000株
(2) 行使された新株予約権の個数	100個
(3) 行使価額総額	4,000千円
(4) 増加した資本金の金額	2,000千円
(5) 増加した資本準備金の金額	2,000千円

(注) 上記の結果、2021年3月15日現在の普通株式の発行済株式総数は596,000株、資本金は102,000千円、資本準備金は93,500千円となっております。

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2021年4月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、以下の内容のとおり同法第238条第3項第1号又は同法第239条第2項第1号に言う特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。

(1) 特に有利な条件でストック・オプションとしての新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たり、当社取締役及び従業員の業績向上への意欲と士気を一層高め、かつ株主目線での業務遂行に寄与するインセンティブを付与することを目的として、特に有利な条件で新株予約権を発行するものです。

(2) 新株予約権の割当対象者

当社取締役3名

当社従業員6名

(3) 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

第5回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数

① 新株予約権の数

290個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数は、100株とする。

② 割り当てる新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式29,000株を新株予約権の目的である株式数の上限とする。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の当社株式が上場する証券取引所運営市場における当社普通株式1株当たりの終値（以下単に「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は、これを切り上げる。）又は割当日の終値（割当日当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

2023年5月1日から2031年4月30日までとする。

⑤ 新株予約権の行使の条件

a. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。

ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

b. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

c. 本新株予約権の割当日以降、いずれかの日において、当社の時価総額（その時点における当社の普通株式が上場する証券取引所運営市場における当社の普通株式1株当たりの終値に、当社の発行済株式総数（当社が保有する自己株式を除く。）を乗じて算出する。）が金4億円を超過したこと。

d. 本新株予約権の割当日以降、当社の通年における一の事業年度にかかる経常利益が金350万円を超過し、その計算書類が当社の定時株主総会で承認されたこと。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(5) 新株予約権の割当日

2021年5月21日

【注記事項】

(追加情報)

現在の新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、ヒトやモノの動きが鈍化しており、多くの企業で業績悪化が生じている様子であり、インターネット広告の利用頻度の低下や当該感染症の影響を被る顧客企業の当社サービスの利用量が減少しており、当社の業績にも影響が及んでおります。当該事象は、税効果会計等の会計上の見積りの前提となる仮定を含め、翌期以降の当社の財政状態及び経営状態に影響を及ぼすことが想定されます。

2020年11月9日公表の発行者情報では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は2021年6月期上半期末(2020年12月)まで継続し、2021年6月期下半期(2021年1月から2021年6月まで)から緩やかに改善していくものと想定しておりましたが、本書提出日現在、未だ同感染症の収束時期の見通しについて不透明な状況が続いており、2021年1月以降も一部サービスで売上高が減少する等、その影響は当事業年度の下期及びその後も一定期間続くものと想定しております。その一方で、2021年6月期は当初の想定を超える売上高の増加が見込めるサービスもあるため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は会計上の見積りにおいては軽微であると認識しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
減価償却費	3,503千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日 後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	四半期損益 計算書計上額
	IP Geolocation 事業	IPアドレス 移転事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	423,235	30,089	453,325	—	453,325
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	423,235	30,089	453,325	—	453,325
セグメント利益	55,813	24,921	80,734	—	80,734
セグメント資産	115,005	27,594	142,600	266,920	409,520
その他の項目					
減価償却費	2,403	—	2,403	1,100	3,503
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	250	—	250	529	779

(注) セグメント資産における調整額は、全て全社資産によるものであります。なお、全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年7月1日 至 2021年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	93円49銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	53,966
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	53,966
普通株式の期中平均株式数(株)	577,240
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	86円42銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	47,255
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 当社は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。
2. 当社が2016年6月30日に発行いたしました第3回新株予約権の一部について、2021年3月15日付で権利行使が行われた結果、2021年3月15日現在で発行済株式数は596,000株となっております。
3. 当社は、2020年12月11日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場したため、2021年6月期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益は、新規上場日から2021年6月期第3四半期会計期間の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算出しております。

(重要な後発事象)

(ストック・オプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2021年4月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役及び従業員に対し、以下の内容のとおり同法第238条第3項第1号又は同法第239条第2項第1号に言う特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。

(1) 特に有利な条件でストック・オプションとしての新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たり、当社取締役及び従業員の業績向上への意欲と士気を一層高め、かつ株主目線での業務遂行に寄与するインセンティブを付与することを目的として、特に有利な条件で新株予約権を発行するものです。

(2) 新株予約権の割当対象者

当社取締役3名
当社従業員6名

(3) 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

第5回新株予約権

2. 新株予約権の内容及び数

① 新株予約権の数

290個を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数は、100株とする。

② 割り当てる新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式29,000株を新株予約権の目的である株式数の上限とする。

③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の当社株式が上場する証券取引所運営市場における当社普通株式1株当たりの終値（以下単に「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は、これを切り上げる。）又は割当日の終値（割当日当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

④ 新株予約権を行使することができる期間

2023年5月1日から2031年4月30日までとする。

⑤ 新株予約権の行使の条件

a. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を有していなければならない。

ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

b. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

c. 本新株予約権の割当日以降、いずれかの日において、当社の時価総額（その時点における当社の普通株式が上場する証券取引所運営市場における当社の普通株式1株当たりの終値に、当社の発行済株式総数（当社が保有する自己株式を除く。）を乗じて算出する。）が金4億円を超過したこと。

d. 本新株予約権の割当日以降、当社の通年における一の事業年度にかかる経常利益が金35百万円を超過し、その計算書類が当社の定時株主総会で承認されたこと。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

(5) 新株予約権の割当日

2021年5月21日

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,935	—	—	2,935	2,452	148	482
工具、器具及び備品	7,512	—	—	7,512	7,196	180	316
有形固定資産計	10,447	—	—	10,447	9,648	328	798
無形固定資産							
ソフトウェア	24,374	4,060	—	28,435	17,555	3,439	10,879
その他	550	—	—	550	128	55	421
無形固定資産計	24,924	4,060	—	28,985	17,683	3,494	11,301

(注) 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア Salesforce連携 2,843千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社Geolocation Technology第1回無担保社債	2017年5月25日	36,000	29,000 (7,000)	※(注)2 0.1	無担保	2024年5月24日
合計	—	36,000	29,000 (7,000)	—	—	—

(注) 1. () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2. 利率は発行日の翌日から2017年11月25日まで年0.1%、2017年11月25日の翌日以降は各利息支払期日の翌日から次回利息支払期日の各期間（各利息期間）において、各利息期間の開始直前の各利息支払期日の2銀行営業日目の東京銀行間市場における円の6カ月預金のオフアードレート（6カ月TIBOR）となっております。

3. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
7,000	7,000	7,000	8,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	4,008	4,008	1.5	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	17,308	13,300	1.5	2024年10月19日
合計	21,316	17,308	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	4,008	4,008	4,008	1,276

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3	140	—	3	140

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	196,108
定期預金	25,013
合計	221,122

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社オプト	2,039
株式会社メディアプラットフォームラボ	1,633
株式会社マイクロアド	798
株式会社ブレイド	770
ヤフー株式会社	660
その他	33,628
合計	39,529

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - (B)$
39,016	535,377	534,864	39,529	93.1	366
					26

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 仕掛品

区分	金額 (千円)
web制作作業	994
合計	994

ニ、貯蔵品

区分	金額（千円）
新幹線回数券	26
切手	22
収入印紙	5
合計	53

② 流動負債

イ、買掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
GMOタウンWiFi株式会社	660
株式会社アイピーオンウェブジャパン	585
株式会社インティメート・マージャー	429
気象情報通信株式会社	93
株式会社日本経済新聞社	66
その他	16
合計	1,849

ロ、未払費用

区分	金額（千円）
給与	13,005
賞与	10,688
給与に係る社会保険料	2,277
賞与に係る社会保険料	1,528
その他	634
合計	28,134

ハ、前受金

相手先	金額（千円）
株式会社コナミデジタルエンタテインメント	3,960
株式会社アニマックスブロードキャスト・ジャパン	3,840
株式会社インターネットイニシアティブ	2,598
株式会社しんきん情報システムセンター	2,376
ヤフー株式会社	2,156
その他	24,456
合計	39,388

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

2021年8月11日開催の取締役会において承認された第22期事業年度（2020年7月1日から2021年6月30日まで）の財務諸表は次のとおりであります。

なお、この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

① 財務諸表

イ 貸借対照表

(単位：千円)

	当事業年度 (2021年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	297,320
売掛金	50,662
仕掛品	6,195
貯蔵品	127
前払費用	15,377
その他	607
貸倒引当金	△100
流動資産合計	370,190
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	766
工具、器具及び備品（純額）	2,269
有形固定資産合計	3,035
無形固定資産	
ソフトウェア	10,069
その他	576
無形固定資産合計	10,646
投資その他の資産	
敷金	1,328
長期前払費用	130
繰延税金資産	7,037
投資その他の資産合計	8,496
固定資産合計	22,178
資産合計	392,369

(単位：千円)

当事業年度
(2021年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	4,035
1年内償還予定の社債	7,000
1年内返済予定の長期借入金	4,008
未払金	25,619
未払法人税等	14,611
未払費用	33,669
前受金	59,266
その他	33,461
流動負債合計	181,672
固定負債	
社債	15,000
長期借入金	9,292
その他	7,910
固定負債合計	32,202
負債合計	213,875
純資産の部	
株主資本	
資本金	102,000
資本剰余金	
資本準備金	93,500
資本剰余金合計	93,500
利益剰余金	
その他利益剰余金	
特別償却準備金	1,051
繰越利益剰余金	△18,782
利益剰余金合計	△17,730
株主資本合計	177,769
新株予約権	725
純資産合計	178,494
負債純資産合計	392,369

ロ 損益計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
売上高	583,658
売上原価	194,431
売上総利益	389,226
販売費及び一般管理費	
役員報酬	66,900
給料及び手当	92,572
退職給付費用	1,440
支払報酬	55,409
減価償却費	3,011
貸倒引当金繰入額	△40
その他	120,017
販売費及び一般管理費合計	339,310
営業利益	49,915
営業外収益	
受取利息	2
助成金収入	1,923
資産除去債務履行差額	504
その他	243
営業外収益合計	2,674
営業外費用	
支払利息	252
原状回復費用	1,874
その他	426
営業外費用合計	2,553
経常利益	50,036
税引前当期純利益	50,036
法人税、住民税及び事業税	15,389
法人税等調整額	△660
法人税等合計	14,729
当期純利益	35,306

売上原価明細書

		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		41,140	19.9
II 労務費		88,046	42.7
III 経費	※1	77,216	37.4
当期総製造費用		206,402	100.0
期首仕掛品たな卸高		994	
期末仕掛品たな卸高		6,187	
他勘定振替高	※2	6,778	
売上原価		194,431	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
データセンター費 (千円)	37,557
外注費 (千円)	24,394
消耗品費 (千円)	6,553

※2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
人件費 (千円)	6,534
広告費 (千円)	239
販売促進費 (千円)	3
合計 (千円)	6,778

ハ 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	新株 予約権	純資産 合計
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	100,000	91,500	91,500	1,401	△54,439	△53,037	138,462	—	138,462
当期変動額									
新株の発行 （新株予約権の行使）	2,000	2,000	2,000	—	—	—	4,000	—	4,000
特別償却準備金の積立	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	△350	350	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	35,306	35,306	35,306	—	35,306
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	725	725
当期変動額合計	2,000	2,000	2,000	△350	35,657	35,306	39,306	725	40,031
当期末残高	102,000	93,500	93,500	1,051	△18,782	△17,730	177,769	725	178,494

ニ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	50,036
減価償却費	4,601
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△40
原状回復費用	1,874
受取利息	△2
支払利息	252
助成金収入	△1,923
資産除去債務	△504
売上債権の増減額 (△は増加)	△11,132
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△5,200
前払費用の増減額 (△は増加)	△192
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,185
未払金の増減額 (△は減少)	15,554
未払消費税等の増減額 (△は減少)	839
前受金の増減額 (△は減少)	15,521
その他	25,864
小計	97,734
利息の受取額	1
助成金の受取額	1,923
資産除去債務履行差額	504
利息の支払額	△252
原状回復費用の支払額	△1,874
法人税等の支払額	△9,540
営業活動によるキャッシュ・フロー	88,497
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,709
無形固定資産の取得による支出	△3,253
敷金の差入による支出	△1,218
敷金の回収による収入	1,888
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,291
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△4,008
社債の償還による支出	△7,000
新株予約権の行使による収入	4,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,008
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	76,197
現金及び現金同等物の期首残高	196,108
現金及び現金同等物の期末残高	272,306

注記事項

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能なものであり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、IP Geolocation事業とIPアドレス移転事業の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。なお、セグメント間の内部取引は発生しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)	財務諸表計上額
	IP Geolocation 事業	IPアドレス移転 事業	計		
売上高					
外部顧客への 売上高	553,569	30,089	583,658	—	583,658
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	553,569	30,089	583,658	—	583,658
セグメント利益	26,593	23,322	49,915	—	49,915
セグメント資産	80,511	—	80,511	311,858	392,369
その他の項目					
減価償却費	1,517	—	1,517	3,087	4,604
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	3,042	—	3,042	2,709	5,751

(注) セグメント資産における調整額は、全て全社資産によるものであります。なお、全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金等であります。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり純資産額	299.49円
1株当たり当期純利益	60.67円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	56.37円

- (注) 1. 当社は、2020年10月6日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社が2016年6月30日に発行いたしました第3回新株予約権の一部について、2021年3月15日付で権利行使が行われた結果、本書提出日現在で発行済株式数は596,000株となっております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり当期純利益	
当期純利益(千円)	35,306
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	35,306
普通株式の期中平均株式数(株)	581,917
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	44,449
うち新株予約権(数)	(44,449)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数290個) なお、新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストック・オプション制度の内容」に記載のとおりであります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	(注) 1
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.geolocation.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しており、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式であることから、該当事項はありません。

2. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

当社株式は東京証券取引所TOKYO PRO Marketの上場銘柄であります。

なお、福岡証券取引所Q-Board市場上場（売買開始）日の前日（2021年9月12日）付で当該市場について上場廃止となる予定です。

第1【最近2年間の株式の月別売買高】

当社株式は2020年12月11日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しておりますので、2018年7月以降2020年11月までは記載しておりません。

2021年6月期

(単位：株、千円)

月別	12月	2021年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
株数	22,000	—	20,000	—	—	—	—
金額	11,000	—	10,000	—	—	—	—

2022年6月期

本書提出日現在、売買実績はありません。

第2【最近2年間の月別最高・最低株価】

当社株式は2020年12月11日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しておりますので、2018年7月以降2020年11月までは記載しておりません。

2021年6月期

(単位：円)

月別	12月	2021年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高	500	—	500	—	—	—	—
最低	500	—	500	—	—	—	—

2022年6月期

本書提出日現在、売買実績はありません。

2021年8月2日

株式会社Geolocation Technology

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋原 泰貴	Ⓔ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋田 聖	Ⓔ
--------------------	-------	------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Geolocation Technologyの2018年7月1日から2019年6月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Geolocation Technologyの2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2021年8月2日

株式会社Geolocation Technology

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋原 泰貴 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖 (印)

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社Geolocation Technologyの2019年7月1日から2020年6月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Geolocation Technologyの2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2021年8月2日

株式会社Geolocation Technology

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋原 泰貴 ⑨

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖 ⑨

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Geolocation Technologyの2020年7月1日から2021年6月30日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間（2021年1月1日から2021年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年7月1日から2021年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Geolocation Technologyの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

